

総務警察委員会記録

開催日時 平成30年6月29日(金) 13:03～16:40

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

山本 進章 委員長
山村 幸穂 副委員長
亀田 忠彦 委員
松本 宗弘 委員
川田 裕 委員
森山 賀文 委員
大国 正博 委員
中野 雅史 委員
荻田 義雄 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村田 総務部長
上田 危機管理監
山下 地域振興部長
前阪 南部東部振興監
折原 観光局長
遠藤 警察本部長
星場 警務部長
森本 生活安全部長
太田 刑事部長
桑原 交通部長
片桐 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

《平成30年度議案》

議第62号 奈良県税条例等の一部を改正する条例

議第 6 3 号 地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

議第 6 4 号 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

議第 6 9 号 (仮称) 奈良県国際芸術家村整備事業にかかる請負契約の締結について

議第 7 1 号 財産の処分について

報第 1 号 平成 2 9 年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について
平成 2 9 年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書
(総務警察委員会所管分)

報第 4 号 一般財団法人奈良県デジタルズビューローの経営状況の報告について

報第 1 5 号 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告について

報第 1 9 号 地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定による専決処分の報告について
奈良県税条例の一部を改正する条例

報第 2 0 号 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分の報告について
奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

奈良県地方独立行政法人評価委員会条例及び奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(総務警察委員会所管分)

《平成 2 9 年度議案》

報第 3 4 号 地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定による専決処分の報告について

平成 2 9 年度奈良県一般会計補正予算 (第 7 号)

報第35号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告につ
いて

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(総務警察委員会所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○山本委員長 ただいまから、総務警察委員会を開会いたします。

なお、萩田委員が少しおくれるということで、ご了解願いたいと思います。

理事者において、石井医療・介護保険局次長兼総務部次長が厚生委員会の出席のため欠席するとの連絡を受けておりますので、ご了解ください。

本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります前に、4月1日付で議会事務局に異動がありましたので、事務局長から自己紹介と新任担当書記の紹介を願います。

○吉田事務局長 事務局長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

当委員会担当書記の稲本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長 次に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。

今般の組織の見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に配付しております資料のとおり変更し、出席要求をしておりますので、ご了承願います。

次に、さきの人事異動で理事者にも異動がありましたので、理事者の紹介をお願いします。

まず、総務部長より自己紹介の後、関係次長、課長を紹介願います。

○村田総務部長 総務部長を拝命いたしました村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、去る4月1日付の人事異動におきまして異動のありました職員を紹介させていただきます。

谷垣総務部次長、総務部企画管理室長事務取扱でございます。

○谷垣総務部次長企画管理室長事務取扱 よろしく願います。

○村田総務部長 続きまして、河合総務部次長（法制担当、法務文書課長事務取扱）で

ざいます。

○河合総務部次長法務文書課長事務取扱 よろしくお願ひいたします。

○村田総務部長 続きまして、野田総務部次長（情報担当）でございます。

○野田総務部次長 よろしくお願ひします。

○村田総務部長 続きまして、毛利広報広聴課長でございます。

○毛利広報広聴課長 よろしくお願ひいたします。

○村田総務部長 続きまして、舟木政策推進課長でございます。

○舟木政策推進課長 よろしくお願ひします。

○村田総務部長 続きまして、永井統計課長でございます。

○永井統計課長 よろしくお願ひいたします。

○村田総務部長 続きまして、森本行政経営・ファシリティマネジメント課長でございます。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 よろしくお願ひいたします。

○村田総務部長 続きまして、川上財政課長でございます。

○川上財政課長 川上でございます。よろしくお願ひいたします。

○村田総務部長 次に、青山管財課長でございます。

○青山管財課長 よろしくお願ひいたします。

○村田総務部長 そして、最後になりますが、鎌仲情報システム課長でございます。

○鎌仲情報システム課長 よろしくお願ひいたします。

○村田総務部長 以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山本委員長 次に、危機管理監より自己紹介の後、関係次長、課長を紹介願ひします。

○上田危機管理監 危機管理監を拝命いたしました上田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、異動のありました関係職員を紹介いたします。

防災担当の知事公室次長として防災統括室長の事務を取り扱います中西でございます。

○中西知事公室次長防災統括室長事務取扱 中西でございます。よろしくお願ひいたします。

○上田危機管理監 消防救急課長の向井でございます。

○向井消防救急課長 向井でございます。よろしくお願ひいたします。

○上田危機管理監 以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山本委員長 次に、地域振興部長より自己紹介の後、関係次長、課長、室長を紹介願います。

○山下地域振興部長 地域振興部長を拝命いたしました山下でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、部内で異動のありました次長、それから課・室長をご紹介します。

平田知事公室審議官（国際芸術家村整備推進担当）兼地域振興部次長でございます。

○平田知事公室審議官兼地域振興部次長 よろしくお願いたします。

○山下地域振興部長 及川知事公室審議官（文化政策担当）兼地域振興部次長兼観光局次長でございます。

○及川知事公室審議官兼地域振興部次長兼観光局次長 よろしくお願いたします。

○山下地域振興部長 柳原地域振興部次長（企画管理室長事務取扱）兼文化会館館長でございます。

○柳原地域振興部次長企画管理室長事務取扱 よろしくお願いたします。

○山下地域振興部長 谷垣地域振興部次長（教育担当、教育振興課長事務取扱）教育次長併任でございます。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 よろしくお願いたします。

○山下地域振興部長 堀辺市町村振興課長でございます。

○堀辺市町村振興課長 よろしくお願いたします。

○山下地域振興部長 建石文化資源活用課長兼国際芸術家村整備推進室長でございます。

○建石文化資源活用課長兼国際芸術家村整備推進室長 よろしくお願いたします。

○山下地域振興部長 以上でございます。よろしくお願いたします。

○山本委員長 次に、南部東部振興監より自己紹介の後、関係次長を紹介願います。

○前阪南部東部振興監 南部東部振興監を拝命いたしました前阪でございます。どうぞよろしくお願いたします。

4月1日で異動のありました職員を紹介させていただきます。

福野地域振興部次長（南部東部振興・移住交流担当、奥大和移住・交流推進室長事務取扱）でございます。

○福野地域振興部次長奥大和移住・交流推進室長事務取扱 よろしくお願いたします。

○山下地域振興部長 どうぞよろしくお願いたします。

○山本委員長 次に、観光局長より自己紹介の後、関係理事、次長、課長、室長を紹介願

います。

○折原観光局長 観光局長を拝命しました折原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、あわせてまして観光局の異動職員を紹介させていただきます。

山口観光局理事でございます。

○山口観光局理事 よろしく願いいたします。

○折原観光局長 志茂観光局次長でございます。

○志茂観光局次長 よろしく願いいたします。

○折原観光局長 福井ならの観光力向上課長でございます。

○福井ならの観光力向上課長 よろしく願いいたします。

○折原観光局長 岡本インバウンド・宿泊戦略室長でございます。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 よろしく願いいたします。

○折原観光局長 街道観光プロモーション課長でございます。

○街道観光プロモーション課長 よろしく願いいたします。

○折原観光局長 以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山本委員長 次に、警察本部長より関係部長、課長を紹介願います。

○遠藤警察本部長 私からは、警察本部で異動のありました部課長を紹介させていただきます。まず、森本生活安全部長でございます。

○森本生活安全部長 よろしく願いいたします。

○遠藤警察本部長 次に、太田刑事部長でございます。

○太田刑事部長 よろしく願いいたします。

○遠藤警察本部長 桑原交通部長でございます。

○桑原交通部長 よろしく願いいたします。

○遠藤警察本部長 片桐警備部長でございます。

○片桐警備部長 よろしく願いいたします。

○遠藤警察本部長 松井総務課長でございます。

○松井警察本部総務課長 よろしく願いいたします。

○遠藤警察本部長 山野会計課長でございます。

○山野警察本部会計課長 よろしく願いいたします。

○遠藤警察本部長 以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち、申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、総務部長、地域振興部長、観光局長、警察本部長の順にご説明願います。なお、理事者の皆様におかれましては、着席にて簡潔に説明、ご報告を願います。

○村田総務部長 ただいま山本委員長から着席にて説明、報告とのご配慮をいただきましたので、以降を着座にてご説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、資料「第332回定例県議会提出議案」の全体の概要と、総務部に関する事項についてご説明をさせていただきます。

今定例会の開会日である6月18日に提出させていただいた議案は、平成30年度議案として、議第61号から議第67号までの条例の改正が7件、議第68号から議第71号までの契約等が4件、議第72号の計画が1件、報第1号から報第20号まで、繰越や公社等の経営状況等の報告が20件、平成29年度議案として、報第34号、報第35号の専決処分の報告が2件で、合計34件です。以上が提出議案全体の概要です。

以下、総務部に関するものについてご説明します。

なお、その他については、それぞれの部局長が所管の委員会でご説明をさせていただきます。また、総務部所管に係る条例案については、後ほど資料「平成30年6月定例県議会提出条例」により内容をご説明しますので、まず契約案件等について、資料「第332回定例県議会提出議案」でご説明をさせていただきます。

早速ですが、資料「第332回定例県議会提出議案」44ページ、まず、議第71号「財産処分について」ご説明します。こちらは国土交通省近畿地方整備局が計画実施する二見地区堤防整備工事に伴って、吉野川浄化センター敷地の一部について買収の申し出があったことから、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に売却をするものです。

続いて、46ページから53ページまでが報第1号「平成29年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について」で、一般会計全体で明許費繰越が75件、194億9,65

9万円余、事故繰越しが1件、1億1,863万円余です。

同じく47ページのうち、総務部に関するものについてですけれども、第2款総務費、第1項総務管理費の携帯電話等エリア整備事業については、さきの平成30年2月定例県議会において繰越明許をお認めいただいていたけれども、平成29年度内に工事が終了したため、平成30年度への繰越額はありません。

続いて、専決処分についてご説明します。71ページ、報第19号「地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について」ですが、このうち総務部に関するものは「奈良県税条例の一部を改正する条例」です。本条例については、本年の4月1日からの施行が必要な地方税法の改正に伴って、3月31日付で専決処分ですべての改正を行ったものです。

詳細な内容は72ページ以降になりますが、改正の概要は4点あります。1つ目は、法人事業税に係るガス供給事業者の課税方式を見直すこと。2つ目は、不動産取得税の既存の特例措置を2年及び3年延長すること。3つ目として、自動車取得税の免税点の特例措置について1年6カ月延長すること。そして、最後の4つ目、自動車取得税の先進安全自動車のうち、車線逸脱警報装置の装備車両に係る特例措置の対象車両を拡充することです。

続いて、82ページ、報第20号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」ですが、このうち総務部に関するものは条例改正2件です。

まず1件目、「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例」については、83ページ以降に改正条文を記載していますが、県に置かれる部の名称の変更等に伴って、関係条例を整理するため、3月31日付で専決にて所要の改正を行ったものです。

また、2件目の「奈良県地方独立行政法人評価委員会条例及び奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例」については、85ページに改正条文を記載していますが、地方自治法等の一部を改正する法律の施行による地方独立行政法人法の改正に伴い、条文の整備を行うため、3月31日付で専決にて所要の改正を行ったものです。

次に、89ページからは、報第34号「平成29年度議案に係る専決処分の報告について」です。このうち90ページ及び91ページですが、平成29年度一般会計において、県債の借入額の確定を行って、事業間の県債額の変更を行ったものです。県債総額の変更はありません。

総務部所管の提出議案は以上ですが、続いて、今回提案させていただいた条例について、

資料「平成30年6月定例県議会提出条例」により内容をご説明をさせていただきます。
私からは総務部所管分について2件ご説明をします。

まず、この資料の2ページですが、先ほどもご説明させていただいた議第62号「奈良県税条例等の一部を改正する条例」で、地方税法等の改正に伴い、奈良県税条例等の改正が必要となったため、提案をさせていただくものです。

奈良県税条例等の改正案の概要として、第1の1の個人県民税関係についてですけれども、給与所得控除等から基礎控除への振りかえに伴って、非課税措置の所得要件等の調整が行われることとなります。

それから、3ページから4ページにかけて、第1の2のたばこ税関係ですけれども、こちらは加熱式たばこの課税方式について、平成30年10月から5年で段階的に、重量と価格を紙たばこの本数に換算する方式に見直す形とし、また、たばこ税の税率を平成30年10月から4年で段階的に引き上げることとしています。

続いて5ページの第2、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例について、それから6ページの第3、関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例について、いずれも土地に係る不動産取得税の税率の特例措置を3年間延長するものです。

同じく6ページの第4については、旧3級品の製造たばこに係る特例税率の廃止を平成31年9月30日まで延期するもので、これらについて所要の改正を行うものです。

施行期日については、一部を除き、平成30年10月1日としています。

次に26ページ、議第63号「地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」ですが、これは地域再生法及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、条例の改正が必要となったため、提案させていただくものです。

具体的には、資料では2としていますが、適用期間を2年延長すること。それから3として、法律に基づき策定した計画に従って、東京23区から本社機能の移転を行った事業者に対し、不動産取得税等の課税免除を行うもの。それから4として、土地に係る不動産取得税の税率の特例措置を3年間延長するもの。これらについて所要の改正を行うものです。

施行期日は公布の日に、また、適用日は一部を除き平成30年6月1日からとしているところ です。

以上が、今回提出している議案の概要及び総務部所管に係るものです。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○山下地域振興部長 当委員会付託議案のうち、地域振興部所管に係る部分についてご説明させていただきます。山本委員長より着席にて説明とのお言葉をいただきましたので、着席させていただいてご説明します。

資料「第332回定例県議会提出議案」の42ページ、議第69号「(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業に係る請負契約の締結について」です。工事名は「(仮称)奈良県国際芸術家村建設工事(建築工事)」、工事場所、工事期間、契約金額、契約の相手方については資料に記載のとおりで、工事の概要は、文化財修復展示棟をはじめとする国際芸術家村の4棟の施設建物等の新築工事及び附帯する外構工事です。

続いて47ページで、繰越明許費についてご説明します。第3款地域振興費のうち、第1項地域振興調整費の(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業については、平成30年度に必要な建設工事などに係る経費について、国の補正予算に呼応して昨年度国から交付金の内示をいただき、昨年9月の補正予算に計上させていただいたもので、平成29年度執行分を除き繰り越しさせていただいています。

同じく地域振興調整費の水道施設等耐震化等事業については、事業主体である明日香村及び県水道局の工事のおくれ等により繰り越したものです。

次の第3項文化教育費の文化資源整備活用事業については、こちらも事業主体である明日香村の「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業」の工事のおくれにより繰り越したものです。地域振興部関係の繰越明許費については以上です。

続いて82ページ、報第20号「地方自治法180条第1項の規定による専決処分の報告について」で、このうち地域振興部に関するものは、「自動車事故に係る損害賠償額の決定について」のうち88ページの番号8の1件で、損害賠償額は9万8,280円です。事故の概要、損害賠償の相手方、損害賠償額、専決年月日は、資料に記載のとおりです。

以上が、6月定例県議会への提出議案の地域振興部に関する事項です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○折原観光局長 私からは、観光局所管の平成30年6月定例県議会提出議案についてご説明します。山本委員長から着座にて説明、報告とのご配慮をいただきましたので、着座にてご説明させていただきます。

まず、条例については、資料「平成30年6月定例県議会提出条例」33ページ、議第

64号「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」についてご説明します。こちらは、旅館業法及び同法施行令等の改正に伴って、旅館業の施設の構造、設備や衛生基準を変更するとともに、旅館業の業務の適正な運営の確保に必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものです。施行期日は公布の日としていますが、一部の規定については平成30年10月1日としています。

次に、報第4号「一般財団法人奈良県ビジターズビューローの経営状況の報告について」、まず、資料「一般財団法人奈良県ビジターズビューロー平成29年度事業報告書」によりご説明します。

平成29年度は、目次でローマ数字のⅠからⅢで掲げている3つの柱立てにより事業展開を行ったところで、1つ目の柱は「国内外からの県内への観光客誘致促進事業」です。まず1ページですが、着地型旅行商品の企画造成ということで、オフ期を中心とした着地型コンテンツの企画として、「うまし奈良めぐり」と「うまし冬めぐり」の2つのキャンペーンを展開し、奈良市の唐招提寺、明日香村のキトラ古墳、吉野町の金峯山寺など、県全域で特別感の高い商品を造成・販売して誘客促進に努めたところです。また、高付加価値提案型商品の企画として、訪日外国人向けに特別参拝、特別拝観、特別鑑賞、日本文化体験等のプログラムの拡充を行い、奈良の魅力ある観光素材を活用した商品開発に取り組んだところです。

2ページでは、旅行商品の販売促進ということで、国内旅行会社に対する商品販売の取組として、着地型旅行商品の旅行会社のパンフレットへの掲載、シリーズツアー行程への組み込みを提案するとともに、ウェブ販売を専業する旅行会社での販売強化、JR東海、JR西日本など交通事業者と連携したプロモーションなどを実施したところです。

3ページでは、海外誘客プロモーションの実施ということで、奈良県と連携した外国人誘客のためのプロモーションとして、県の観光局、県外観光事業者などと連携して、海外向けプロモーションを実施し、また、海外の旅行会社やメディアなどを招聘してファムトリップを実施しました。

4ページでは、効果的な情報収集・発信と関係機関へのプロモーションということで、「知れば知るほど奈良はおもしろい」事業の新たな展開として、JRキャンペーン等との連携を行って、特に首都圏からのより効果的な誘客促進のため、JRの大型キャンペーンと連動したプロモーションを実施しました。また、5ページに続きますが、ことし10月に中金堂の落慶を迎える興福寺を核とした観光キャンペーンの実施などを行ったところで

す。

6 ページでは、ウェブサイトを活用した情報発信として、奈良県観光情報サイト「あをによしなら旅ネット」を運営しており、閲覧件数が平成28年度の約2倍である1,007万件となったところです。今後も情報発信とともに、販売促進に活用していきたいと考えています。

続いて、奈良ファンを対象とした事業展開ですが、奈良ファン倶楽部事業を実施し、平成29年度会員数は1,947名となっています。事業内容としては、7ページに続きますが、より深く奈良のことをご理解いただけるような講座あるいは解説つき特別拝観等のイベントを実施しているところです。

次は、3つの柱立てのうち2つ目の柱である「コンベンション誘致及び支援事業」ですが、県内外の大学などへの誘致活動に取り組んだほか、国際コンベンションなどへの開催助成を行ったところです。

3つ目の柱は「地域支援及び広報等の諸事業」で、10ページですが、地域との連携促進のため、平成29年10月に南都銀行と観光地域づくりに関する連携協定を締結するなど、県内の事業者、市町村との連携を深めました。また、11ページに続きますが、本県の観光事業に尽力されて、観光を通じた地域貢献に大きな役割を担っていただいている皆様に表彰を行ったところです。

12ページからは、平成29年度一般会計の収支決算書で、事業活動収入の決算額は1億6,330万7,414円となっています。事業活動支出の決算額は、14ページになりますが、1億6,083万2,897円で、事業活動収支の差額は247万4,517円の黒字となっています。これに前期からの繰越金を合わせた次期繰越収支差額は1,293万9,179円です。

続いて22ページは、「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン特別会計の収支決算書で、決算額のうち事業活動収入は5,039万4,400円、事業活動支出は4,878万3,247円、事業活動収支差額については161万1,153円となっています。これに前期からの繰越金を合わせた1,567万1,894円を次期に繰り越します。

以上が、奈良県ビジターズビューローの平成29年度の事業報告です。

次に、資料「一般財団法人奈良県ビジターズビューロー平成30年度事業計画書」についてご説明します。平成30年度は、目次でローマ数字のIからIVで掲げている4つの事

業の柱立てをしたところです。

まず、資料の1ページ、1つ目の事業の柱が「インバウンド向け旅行商品の販売」で、今後は、インバウンド市場がさらに拡大することが見込まれますので、団体旅行から個人手配旅行への移行傾向に対応するために、奈良県ビジターズビューローの直接販売体制を強化して、ウェブサイトにより直接誘客のさらなる促進を図りたいと考えています。この1つ目が、オーダーメイドサイトの「KANSAI NARA Treasure Travel（関西・奈良トレジャートラベル）」、さらに2つ目が、奈良県内の体験プログラムを予約できる「Nara Experience.com」、日本版は「奈良体験.com」の運営によって、奈良ならではの体験プログラムを提供していきたいと考えています。

次に2ページ、2つ目の柱が「地域連携DMO推進事業」で、デジタルマーケティングの実施として、サイト運営を通じたマーケティングを実施して、データ収集・分析を行って、その結果を地域の関係者と共有して今後の旅行商品・体験プログラムの造成につなげたいと考えています。

3ページからは、3つ目の柱「連携事業」です。まず、オフ期の宿泊滞在を促進するために、夏と冬の「うまし奈良めぐり」の観光キャンペーンを展開して、商品の企画・販売、オペレーションなどの業務を行いたいと考えています。また、4ページに続きますが、奈良ファンへの誘客事業として、奈良ファン倶楽部を運営し、具体的には奈良市の東大寺、吉野町の如意輪寺、十津川村の玉置神社の特別拝観や、万葉集と飛鳥をテーマにした講演会などのメニューを予定しているところです。

6ページからは、4つ目の柱である「コンベンション誘致及び支援事業」で、経済効果の高い国際会議などを中心にコンベンション開催決定権を持つキーパーソンにターゲットを絞って、情報収集、プロモーションなどの誘致活動を展開したいと考えています。7ページですが、県内で開催されるコンベンション主催者に対して、各種助成金制度の活用を促すことによって、さらなる誘致促進を図り、また、開催会場への看板支援、コンベンションボランティアの派遣、地域情報の提供など、おもてなしの心を持ったサポートを実施することによって、奈良県のリピート効果向上につなげたいと考えています。

8ページからは、平成30年度の収支予算書で、事業活動収入の予算額として、9ページですが、事業収入補助金等収入など合計2億8,192万円を計上し、10ページから12ページに記載の事業活動支出予算の合計額として、合計2億8,992万円を計上しています。収支差額については、前年度繰越金を充当することとしています。

以上が、奈良県ビジターズビューローの平成30年度の事業計画です。

私からのご説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○遠藤警察本部長 警察本部所管の提出議案については、私から説明します。山本委員長からご配慮いただいておりますので、着座して説明させていただきます。警察本部所管の議案は、平成30年度議案として、報第15号「公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告について」及び報第20号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」、また平成29年度議案として、報第35号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」です。

報第15号「公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告について」は、まず資料「公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター平成29年度業務報告書」でご説明します。

1ページの概要のとおり、暴力団情勢は依然として厳しく、暴力団追放県民センターでは、暴力団のいない「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現」に向けて、県警察をはじめとする行政機関、関係団体と連携を強化し、暴力団追放のための各種活動を積極的に推進し、さらなる暴力団排除気運の高揚を図るための事業を実施しています。

その実施内容については、第26回暴力団・銃器追放奈良県民大会を開催したほか、2ページに記載している各種広報啓発資料を作成、配布するとともに、ホームページ等の媒体を活用した啓発活動を実施したところです。

また、4ページ記載している地域、経済団体等に対する支援として、行政機関や事業所の責任者等に対する講習を行うとともに、資料提供などの支援活動を実施し、5ページに記載している救済・更生促進事業として、保護観察所等の関係機関と連携して、刑務所から出所した元暴力団員への就労支援を行い、社会復帰対策を実施しました。

6ページからは、平成29年度決算報告の概要です。6ページの貸借対照表では、当年度の資産の合計額と負債の合計額を差し引くと、正味財産合計は8億1,352万3,357円となっています。また、前年度に寄附金として収益があった3,000万円について、指定正味財産の特定費用寄附金に計上していましたが、県の指導に基づいて一般正味財産の特定資産へ充当しています。

続いて7ページからは正味財産増減計算書ですが、当年度収益と事業支出との収支による正味財産の増減については、8ページのとおり、前年度比119万1,661円の減となっています。

10ページからは財産目録ですが、基本財産については、12ページの財務諸表に対する注記の「4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」の表に記載のとおり、7億6,851万円で増減はありません。

以上が、奈良県暴力団追放県民センターの平成29年度の業務報告です。

次に、資料「公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター平成30年度事業計画書」についてご説明します。

1ページの概要ですが、本県における暴力団情勢に鑑み、奈良県暴力団排除条例に定めた暴力団排除の基本理念である「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」及び「暴力団と交際しない」の「暴力団追放3ない運動プラス1」を踏まえて、暴力団排除活動の重要性を積極的に啓発し、社会対暴力団の対決構図をより強固なものとし、暴力団のいない「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現」のための施策を積極的に推進することとしています。

続いて、実施計画は同じく1ページからですが、暴力団による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除の思想高揚を図るための事業として、暴力団・銃器追放奈良県民大会の開催、暴力団排除活動に功労があったと認められる団体及び個人に対する表彰、広報・啓発活動などの施策を推進することとしています。

3ページからですが、地域及び職域における暴力団員による不当要求行為の予防活動等に対する支援事業として、各資料の提供、講師派遣などの支援事業を実施するとともに、県公安委員会からの委託事業である不当要求防止責任者講習を約30回、1,000人の受講者に実施することを予定しています。

5ページでは、暴力団員による不当な行為に対する相談支援事業として、暴力追放相談事業、暴力団から離脱する意思を有する者に対する相談支援活動などを推進することとしています。

最後に7ページからは、平成30年度の収支予算書ですが、経常収支については、基本財産運用益などを見込んで1,928万4,000円を計上しており、経常費用については、資料に記載のとおり予算を組んでいます。

以上が、報第15号「公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告について」です。

続いて、報第20号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」の「自動車事故にかかる損害賠償額の決定について」を、資料「第332回定例県議

会提出議案」でご説明します。

平成30年4月1日以降に損害賠償額が決定して専決処分させていただいた案件で、資料の82ページからですが、そのうち警察本部に関するものは、87ページの番号1、3から5及び7並びに次の88ページの番号9、10の計7件で、損害賠償額の合計は311万4,239円、それぞれの事故の概要等詳細については資料に記載のとおりです。

続いて、94ページからは、報第95号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」の「自動車事故にかかる損害賠償額の決定について」です。こちらは平成30年2月定例県議会以降の平成29年度中に損害賠償額が決定したもので、そのうち警察本部に関するものは、次の95ページの番号1、3、4、6及び7並びに次の96ページの8、9の計7件で、損害賠償額の合計は369万9,717円、それぞれの事故の概要等詳細については資料に記載のとおりです。

安全運転の徹底及び公用車の適正な管理については、これまでも指導を行っていますが、これについて再徹底し、事故の防止に努めていきます。

以上が、警察本部所管の提出予定議案の概要です。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については後ほど質問を行いますので、ご了承願います。

○川田委員 それでは、まず議第62号「奈良県税条例等の一部を改正する条例」からお聞きします。

地方税の改正ということですが、これはまた増税ということですね。今、経済が右肩上がりにならない中で、国のほうでも、経済をどのように右肩上がりに行っていこうかと論議されている状態で、その中においては、国民の可処分所得等をふやすための施策を多くとっていくのが本筋だと思います。地方税法が改正されたから、この条例改正が提案されていると思うのですが、なぜここに来てこのような改正をするのか、そのあたりの本質的な審議はどのように行われたのでしょうか。

○野村税務課長 ただいまの川田委員のご質問は、たばこ税の増税についてと認識しました。たばこ税を含めて、それぞれの税目には、背景なりいろいろ特徴があります。今回のたばこ税の税率引き上げの理由ですけれども、昨年末に示された平成30年度税制改正大綱で「高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き続き国・地方とも厳しい

財政状況にあることを踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、たばこ税の負担水準を見直す。その際、諸外国における税負担水準も考慮する。」とされています。さらに、「税率の引き上げに当たりましては、消費者や葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響、そして市場・産業への中長期的な影響、国民の健康増進の観点などを総合的に勘案し、消費者及びたばこ関係事業者の予見可能性を高めるため、3回に分けて段階的に実施する。」とされ、それに基づいて地方税法が改正されたところです。

なお、全国知事会としては、国民の健康保持の観点から、たばこの消費を抑制するために、たばこ税の税率を引き上げる際には、国と地方のたばこ税の割合が従来から1対1であることに十分留意し、引き続き、地方分の財源を堅持してほしいと国に提案していました。以上です。

○川田委員 税目は何であれ、大日本帝国憲法にも租税法律主義が規定され、明治時代から法律によって税が徴収されるということが徹底され、現在に至っているわけです。昔から、酒とたばこは、何かあれば増税の対象とされてきました。それが今、いろいろな理由で増税の対象とされるようになり、健康増進といった理由については、国民の生命、財産を守るのも国の使命ですから、いいとしても、今回の増税は、今も説明があったとおり、今後の高齢化や医療費の増大などを理由とするものです。将来のためのお金を、今現在の方から取ろうとしているのです。その一方で、以前の予算審査特別委員会でも議論させていただきましたが、臨時財政対策債など、将来の医療費や社会保障費に使うお金を先に借りて、それを先食いしているのが今の状態ではないですか。

大体、議会というものは、もともと租税の賦課徴収について審議するためにできているわけですから、国で決まったから、はいはい、そうですかというわけにはいきません。ですから、県としては、そのあたりはどうなのですか。可処分所得が一気に大きく伸びているわけでも何でもない今の時代に、今また増税、お金を取るというのですよ。臨時財政対策債等々、財源が足りなければ、また将来のお金を使い込むような現状で、以前に予算審査特別委員会でも審議させてもらいましたが、歳出抑制の努力は今どのように行われているのですか。これは野村税務課長に聞くのが正しいのかわかりませんが、ご担当の方で結構ですので、お答えいただけますか。

○川上財政課長 今のご質問については、実は予算編成の際、平成30年2月定例県議会の予算審査特別委員会のほうで答弁させていただいたと思いますけれども、ある財源についてはやはり必要な事業に配分をすることが大切だと考えています。川田委員のご意見も

そうですが、いろいろ議会からのご意見などもいただいていますので、これからの次年度の予算編成の際になっていくと思いますけれども、ある財源の中で、どのような事業に割り振っていけばいいのかについては、荒井知事も述べているように、将来的にしっかりと奈良県が発展していくことが大事だと思いますので、そのようなことも肝に銘じながら予算編成作業に取りかかっていると考えています。以上です。

○川田委員 これは税についての基本的な事項ですので、ここでお聞きしています。ことしの4月で財政課長はかわりましたが、前の阿部財政課長から非常にすばらしいご答弁をいただきました。その内容は、EBPM（Evidence-based policy making／証拠に基づく政策立案）の話をしているときに、エビデンスのないものには予算をつけない、ヒアリング自体を認めないというもので、はっきりと明確に断言されました。

これは、今回の付託議案である地方税の条例の審議とは直接は関係ないかもしれませんが、関連事項については質疑の中で言及してもいいと思いますので。今回の議第72号「県立高等学校適正化実施計画の策定について」もそうですが、内容を何にも示されていないのに、どうやって今後の参考にできるのでしょうか。今回資料を出すように言っても、いまだに出てきません。財政課としては、ああいったものには、ことしの予算審査特別委員会でご答弁されたEBPMの観点からのチェックというのは、どのようになされているのですか。ただ、子どもたちの将来のためにやるというのでは、意味がわからないのですよ。そういったところのエビデンスが具体的にどうなっているのか、財政課等々がしっかりとチェックをしておっしゃっていましたね。そのあたり明確な説明責任があると思いますので、議第72号については所管委員会が違いますので、そちらの中身には入りませんが、明確にお答えいただきたいと思います。

○山本委員長 これは、その他の案件として後にしてもらってはだめですか。

○川田委員 その他の案件は、具体的に聞くつもりです。

○山本委員長 今は、付託議案である県税条例に関してということで。

○川上財政課長 前任の阿部前財政課長が川田委員に対して、EBPMですか、「予算編成の中で指標の設定等をやりながら」という答弁をさせていただいたことは、きちんと確認はしています。今回の県立高等学校の適正化については、今、教育委員会で計画を定められて、具体のどのような予算が必要かについては、これからまた教育委員会と議論をさせていただくことになると思います。

効果については、もともと耐震化のために建てかえしなければならない学校があること

や、学校の新たな再編により新しい教育をすることと伺っているので、その中身は一応尊重する形になると思いますけれども、中身についてはしっかりと議論した上で、予算編成に臨みたいと思っています。以上です。

○川田委員 その辺、財政課にしっかりとお願いしておきます。なぜかという、私たちが今見る限りは、全然エビデンスがないのです。説明をいろいろされるけれども、全然説得力がないし、聞いていても、何をおっしゃっているのか意味がわからないのです。それでは、なぜそういった保証ができるのかということになります。前から荒井知事もおっしゃっていたエビデンスを持ってということは、やはり厳しくやっていくことで決まっていますので、それと反するような行為があれば、1円たりとも予算をつける必要もありませんし、それは民主的統制の組織の形態になっているのではないですか。当然議会といっても万能ではないわけですから、仮に議会が通ったとしても、チェック体制ということで、財政課や、またほかの法的なチェックがあつたりなど、いろいろとやっていくのは民主的統制の形態だと思っていますので、その点は川上財政課長、特に厳しくお願いをしておきたいと思います。議第62号「奈良県税条例等の一部を改正する条例」に関しては、これで終わります。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

○川田委員 今回提案された条例については、全体的には異議はないのですが、議第69号「(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業にかかる請負契約の締結について」に関連してです。

平成30年2月定例県議会の予算審査特別委員会において、(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業の工事費が一気に5億円上がるという予算案が出されました。5億円あれば、奈良高校を建てかえる10分の1になります。かなりの多額な金額ですが、たった数カ月間に、こういった状況が生じたから5億円高くなる、このような説明だったと思います。そのときに、この(仮称)奈良県国際芸術家村というのは、もう計画が出されて、土地を買う契約もなされ、今後施工に入っていくという状況の中で、経常経費的な管理経費は一体幾らになるのかと問うと、まだ算出していないとのことでした。普通、そのような経費の算出もせずに、土地を買ったり計画立てたりすることはありませんので、どのようなことかと問うと、早急に算出するということが本日に至っているわけです。資料もいただけていませんので、どうなっているのかわからないのですが、そのあたりを明確にお答えください。

○建石文化資源活用課長兼国際芸術家村整備推進室長 平成30年2月定例県議会でも、同様のご質問を川田委員からいただきました。(仮称)奈良県国際芸術家村の年間の維持費については、その際もお答えしたとおり、今年度指定管理制度を活用した管理運営体制や公募条件の検討を行う中で算出したいと考えています。維持経費については、昨年度の建物の実施設計に基づいて、今年度しっかり試算した上でご報告したいと考えています。

○川田委員 平成30年2月定例県議会では算出するとの答弁でしたから、それでは虚偽答弁だったこととなります。指定管理制度という話も出ましたけれども、指定管理制度を使うか使わないかは、あくまでも手法であって、大まかな基本的な試算においては、かかる経費は変わらないのではないですか。詳細な試算ではありませんので、細かいところまでぴったり合うかは別の話になるとしても、算出すると議会で答弁したのですから、算出して提出してください。地方自治法第121条に、説明責任の根拠があるのではないのですか。それに基づいて、前回の2月定例県議会のときには、今はできない、時間が若干欲しいということでしたので、後で提出してくださいという話だったのですよ。今の答弁であれば、前回と同じ答弁ではないですか。約束したことを守ってください。最短でいつまでならば、出せるのですか。

○建石文化資源活用課長兼国際芸術家村整備推進室長 平成30年2月定例県議会でも申し上げたとおり、次の9月定例県議会でご報告させていただきます。2月定例県議会でも同様のことを申しています。(仮称)奈良県国際芸術家村は、ほかにはない文化財の修復、活用等を行う特別な施設を中核に据えた複合施設ですので、ほかの県有施設などの事例から容易に算出できるものではなく、県内だけではなく、県外も含めて全国的に見回しても、なかなか同様の施設はありません。民間事業者の専門的な知見なども活用しながら算出する必要があると考えています。ですので、一定の期間を要することをご理解いただきたく存じます。

○川田委員 できていないものを、あしたからせよと言うのは無理ですけれども、大体基礎的なものはできていると、平成30年2月定例県議会の後、説明に来られたときも、おっしゃっていたではないですか。若干時間を下さいということでしたよね。平成30年2月定例県議会での答弁では、9月定例県議会で説明すると言って、そこは議論しなかったかもしれませんが、その後の説明ではその前に出していただくことになったわけで、やはりそこは変えてもらってははいけません。あのときの話の中で何がおかしいかという、大体、そのような試算も出さずに、なぜ土地を買っているのか、なぜ計画や建物ができて

いくのかです。普通の一般家庭に置きかえたら、自宅を建てましたが、よく考えたら光熱水費等いろいろな経費が月100万円くらいかかるから、これではやっていけないという話ではないですか。ですから、全般的にそういった数字を試算した上で、やるかやらないかという判断ももちろん含めて、計画の中で、取り組んでいくのが当たり前の話ではないですか。なぜその事業だけ特別扱いされているのですか。ほかの事業担当部局はみな、細かいところも考えながら、いつも財務会計をしているではないですか。なぜ国際芸術家村だけ、そのような特別扱いされるのですか。山下地域振興部長、その考えはおかしいのではないですか。

○山下地域振興部長 川田委員がご指摘の、全体の維持管理経費について考えていきながら事業を進めていくのは、一定の前提を置かれた中では当然のことだと思っています。ただし、先ほど建石国際芸術家村整備推進室長からの説明もありましたが、この国際芸術家村は、中核に文化財修復・展示といったものを据えながら複合的に進めていくため、一定の類似施設から維持管理経費の考え方を即引っ張ってこられないということがあり、また、集客や、県民の方、県外の方により実際に楽しんでいただけるようなソフトオペレーションをどのようにするかというようなことでも、維持管理経費は変わってきますので、そこをしっかりと検討させていただきたいところです。

○川田委員 県立図書館情報館なども建てられて、あそこはかなりの統計分析を入れてやっていることも知っているのですよ。そのような事例もありますし、建物の大きさが合わなければ、類似の建物もたくさんあるではないですか。引き継ぎされているかどうか知りませんが、その点は、以前に打ち合わせさせていただきましたよ。それからいえば、修復棟における今あるものを集約する部分については、試算は簡単にできるではないですか。ですから、試算において考えなければならないのは、ほかに何かをやろうとしている部分だけの話でしょう。それでも、よほどのことをしない限りは、建物の維持管理経費というのはそれほど大差はないですよ。それくらいすぐ出るはずですよ。1円までぴったり合うような詳細の試算を求めているのならば、それは完成に近づかない限りは無理でしょうけれども、今は、基本的な試算を出してくださいと言っているわけです。

なぜこのような話を国際芸術家村のところですかということ、今問題になっている奈良高校も、40億円か50億円あれば建てかえられると言っているわけではないですか。基金も、ことは少し減っているのかもしれませんが、昨年度は1,650億円あったとのこと。その何百分の1だけでも、子どもたちの生命にかかわるものに使えるわけではない

ですか。ところが、そういったものには一切使われません。平成21年には基礎設計くらいはできていると思いますが、そこから財政都合で放置しているだけではないですか。ところが今度、こういった国際芸術家村をやると言う。やるのはいいでしょう。

税金というのは、先ほどのたばこ税の話でも言いましたが、要るから払っているわけでしょう。優先順位など、いろいろなものをお互い合わせて、要るから徴収しているわけでしょう。それを明確にして、法定主義でやっているわけではないですか。それならば、それについての説明責任も発生してくるのが論理でしょう。ところが、それはわからないけれども、予算は提案して議決はいただきたいとのこと。大体、何も内容もわからないものに対して、はい、そうですかと議決するなど、県議会も悪いと思います。本来、必要なもの、義務的なものに先に使っていくのは当たり前で、昨年度も警察官の制服の話もいろいろあったのですけれども、ああいった大切な日常の必需品の予算まで削られていて、一体奈良県は予算の優先順位はどうなっているのかとさんざん議論させていただいたら、そういったところはエビデンスを持ってきっちりやっていくというご答弁をされた記憶があるのです。ですから、山下地域振興部長、次の9月定例県議会と言わずに、至急やってください。きっちりしたものは求めていませんから、大体でいいですから、それがなかったらイメージもできないではないですか。変更があれば変更あったで、また変えればいい話ではないですか。それだけお願いしたいのですが、いかがですか。

○山本委員長 質問を整理します。先ほどの建石国際芸術家村整備推進室長からは、概算なのか詳細なのか、はっきりしませんけれども、今度の9月定例県議会に提出するとの答弁でしたが、今、川田委員が求めている概算については、9月までに整理ができるのか、そして、9月定例県議会にはどのような資料が出るのかを、はっきり教えてください。

○山下地域振興部長 自分の手元の資料によると、お示しするならば精度を高めていこうという思いもあって、前回の2月定例県議会では、当時の担当が、できるだけ早く出させていただくと答弁したとあります。先ほど申したソフトオペレーションなどいろいろありますので、精度を高めていく中で、どのようにしていけるかと思いましたが、今お述べのような概算というか、類似施設からのものということであれば、早急に出せるように努力をしていきたいと思っています。

○山本委員長 説明資料で出してもらったらよろしいですね。

○川田委員 山本委員長、それは委員会で提出していただいて、委員会から配付という形で。

○山本委員長 きょうのこの委員会では無理ですね。

○山下地域振興部長 この委員会ではご容赦いただきたいと思います。

○山本委員長 きょうの委員会では無理であれば、7月3日には、各委員へ個別には出せますか。

○山下地域振興部長 それでは、類似施設といえますか、もろもろの公共施設を持ってきて、面積的なところなどだけから見た超概算のようなものになってしまいますので、もう少しお時間いただいて、一定ご吟味いただける内容を出させていただきたいと思います。

○川田委員 わかりました。それでは、1カ月以内に出してください。よろしく願います。

それでは、付託議案に対しては、これで結構です。以上です。

○山本委員長 わかりました。

ほかの方、ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がなければ、理事者に対する付託議案の質疑を終わります。

続いて、付託議案について各委員の意見を求めます。ご発言願います。

○亀田委員 自由民主党としては、今回の提出された議案について全て賛成させていただきます。以上です。

○荻田委員 いろいろ今お聞かせいただいていると、それぞれの事務事業、特に目玉政策についてはやはりしっかりと精査をして、一刻も早くこの議会に提出をしていただいて、それぞれの議員からいろいろな質問などを聞きながら対応していただきたい。これは本当にそのとおりだと思います。しかしながら、それらを含めて、今上程されている当委員会にかかわる議案については、全議案に賛成します。以上です。

○松本委員 自民党絆においては、全議案に賛成させていただきます。

○大国委員 公明党としても、当委員会に付託された全議案について賛成をさせていただきます。

○森山委員 国民民主党として、付託された議案について全議案に賛成します。

○川田委員 無所属議員として、全議案に賛成します。

○山村副委員長 私は、先ほど議論になった議第69号「(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業にかかる請負契約の締結について」は反対します。先ほどから話に出ているように、どのような中身で運営されて、事業の内容がどのようなようになるのかについて、またその経費

について、今回納得できる説明はありません。事業計画全体についても、かねてより申し
ているように、文化財にかかわるものについては必要だと思っておりますけれども、複合施
設という全体については、本当に必要なものも含めて疑問がありますので、賛成できな
いということで、この件について反対させていただきます。

○山本委員長 ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、平成30年度議案、議第69号については、委員より反対の意見がありましたの
で、起立により採決をいたします。

平成30年度議案、議第69号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を
求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。起立多数であります。よって、平成30年度議案、議第69号は、原
案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決に
より行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。平成30年度議案、議第62号から議第64号、議第71号
及び報第19号中・当委員会所管分並びに平成29年度議案、報第34号中・当委員会所
管分については、原案どおり可決または承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、本案は、いずれも原案どおり可決または承認す
ることに決しました。

次に、報告案件についてであります。平成30年度議案、報第1号中・当委員会所管分、
報第4号、報第15号及び報第20号中・当委員会所管分並びに平成29年度議案、報第
35号中・当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受
けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを
参考に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、その他の事項に入ります。

まず、村田総務部長から「平成29年度超過勤務実態サンプル調査の結果について」、

上田危機管理監から「大阪府北部を震源とする地震の被害状況等について」、折原観光局長から「奈良大立山まつりについて」の報告を行いたいとの申し出がありましたので、順にご報告願います。

○村田総務部長 それでは、平成29年度超過勤務実態サンプル調査の結果について、ご報告します。先ほども山本委員長からご配慮いただきましたので、着座にてご説明します。

資料1「平成29年度 超過勤務実態サンプル調査の結果」ですが、知事部局の職員のうち約10分の1に当たる194人を抽出して、当該職員の平成29年度における在庁時間と時間外勤務命令時間である手当時間の乖離時間を調査したものです。平成29年度に導入したフレックス勤務の適用者を除いた以外は、平成28年度調査と同様の調査内容になっています。

調査結果は、職員1人の一月当たりの平均在庁時間が23.6時間、手当時間は14.1時間、両者の乖離時間は9.4時間となっています。昨年度の9月にご報告した平成28年度調査における乖離時間は14.8時間でしたので、平成29年度は5.4時間、率にして36%減少しています。この一月当たりの結果を勤務日数の20日間で割った1日当たりについては、在庁時間は1時間10分、手当時間は42分、両者の乖離時間は28分です。平成26年11月、12月に総務部で行った同様の調査の際に得られた休息時間である13分を除外すると、乖離時間は15分であり、平成28年度から16分減少していることとなります。1日当たりの乖離時間の分布については、乖離が30分未満の職員が全体の61%、30分以上1時間未満の職員が33%、1時間以上2時間未満の職員が6%、2時間以上はゼロとなっています。平成28年度との比較では、乖離が1時間以上ある職員の割合は、平成28年度は31%だったところが、平成29年度には6%に減少している状況です。

また、サンプル調査の対象者のうち、退職者や新たな産育休者等を除いた176名に対して、時間外勤務に関するアンケート調査を実施した結果、166人の職員から回答があり、回答率94.3%でした。職員からの回答によると、時間外勤務に対する意識改革については、ほぼできた、ややできたというのが72%に当たる120人、ややできていない、ほぼできていないというのが26%に当たる40人となっています。それから、アンケートにおいて乖離時間の理由として最も多かった回答が、帰り支度、コップ洗い等となっており、複数回答可の質問で67%がこのように回答しているところですが、その他として、仕事の区切りのいいところまで行うため、1時間以内の短時間業務のため、残務処

理や同僚等との事務連絡のため、あるいは時間外の公用車の同乗による移動時間といった回答もありました。これらの結果から、昨年7月に設置をした超過勤務縮減対策プロジェクトチームでの取り組みによって、一定効果が上がったものとは認識していますが、今申したとおり、まだまだ不十分な点もあることも判明したと考えています。

そのため、引き続き所属長に対して退勤管理の周知徹底をするとともに、業務は勤務時間内に終わらせるという職員の意識改革についても、さらに取り組む必要があると考えています。また、今年度からは、庁内働き方改革推進プロジェクトチームというものに発展させて、1つ目に時間管理として今申した超過勤務の縮減、それから2つ目に業務管理・改善、そして3つ目に健康管理、こうした3つの観点で新たな取り組みを行い、庁内の働き方改革を一層推進していきたいと考えています。

私からの報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○上田危機管理監 まず、「大阪府北部を震源とする地震の被害状況等について」報告をさせていただくに当たり、改めて被害に遭われた皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。山本委員長からご配慮いただきましたので、着席にて報告させていただきます。

資料2「大阪府北部を震源とする地震の被害状況等について」ですが、2枚目の項番1は発生日時、震源地、地震の規模、県内の震度など、気象庁発表による今回の地震情報です。項番2は6月27日時点での被害状況で、人的被害としては軽傷者が4名、住家被害は一部損壊が22棟との報告を受けています。また、エレベーターでの閉じ込め事案が7件ありましたが、地震発生当日に全て救助が完了しています。文化財では3件、東大寺、薬師寺、達磨寺で被害がありました。資料3枚目は、県有施設ほか施設に関する被害状況、市町村や県の警戒態勢などを記載しています。

資料4枚目の項番6は、大阪府に対する人的支援についてで、被災建築物応急危険度判定士や救護班、住家の被害認定調査のために職員を派遣し、または派遣する予定です。その次の項番7のとおり、ブロック塀の安全点検に関する相談窓口の設置を行い、最後の項番8のとおり、県民の皆様へのお願いとして、今後の留意事項などを発表ごとに周知したところです。以上です。

○折原観光局長 私からは、資料3により「平成30年度「(仮称)奈良大立山まつり」の実施に係る見直しの方向性」についてご報告します。着座にてご説明させていただきます。

まず、実施体制についてですが、平成30年6月8日付で2名の民間の方々、海

龍王寺の石川重元住職と合同会社ほうせき箱代表の平井宗助氏に新たに実行委員会に加わっていただき、実施体制は充実したところです。また、これまで奈良県知事をもって充てることとしていた会長職については、委員の互選により選出することにして、意欲と知見のある方がリーダーシップを発揮する体制を構築したいと考えています。

実施内容については、こうした民間主導という形により、イベントのコンセプトやコンテンツの企画立案を行って、民間の企画力や発想力を生かしていただきながら、検討していきたいと考えています。

会場については、メイン会場を、平成30年3月に新たに開園した「朱雀門ひろば」としたいと考えています。これにより、低温対策やアクセス性など、従来課題だった点が向上して、参加しやすい環境を整備することが可能となり、あわせて、施設内のトイレや遣唐使船前のステージなどを活用することで、設営コストを削減することが可能となるという効果があると考えています。

日程については、前年度と同様に、若草山焼き日程を含む1月下旬の開催としたいと考えていますが、開催日数や開催時間については、従前の来場状況などを踏まえて今後検討したいと考えています。

このような見直しの方向性について、今後実行委員会のほうでご検討いただき、さらに工夫を重ねていきたいと考えています。以上です。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ただいまの報告、またその他の事項も含めて質問をしていただきますが、まずは諸事情により、山村副委員長から最初にさせていただきます。

○山村副委員長 2つお聞きしたいことがあります。まず1点目は、先ほど上田危機管理監からご報告があった大阪府北部地震の教訓をどのように生かしていくのかについてです。ブロック塀に関しての相談所が設けられるということが、そのご報告の中でもありました。大阪府では小学生が亡くなられる、高齢者の方の命も奪うということで、本当に痛ましい事案だったと思っています。その後、各種公立、私立を問わず学校や、県有施設、福祉施設などの調査も行っていただいていると聞いていますが、対応しなくてはならないものがかなりあったかと思います。民間の住宅でも危険家屋が結構あって、私も先日訪問したお宅でブロック塀にひび割れが何カ所かあって、本当にいかにも倒壊しそうなところに出くわしたのですけれども、お住まいの方は非常に高齢で、危険なのはわかるけれどもどうしたらいいのか、お金もかかるということで、非常に悩んでおられました。大阪市をはじめ、ブロック塀撤去に対する補助についての検討が進んでいると聞いていますが、奈

良県においても、そのような手だてを考えていかななくてはならないと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○中西知事公室次長防災統括室長事務取扱 今お述べのように、先日の大阪府北部を震源とする地震では、大阪市や高槻市でブロック塀の崩落により、お二人の方が亡くなるという事案が発生しています。これを受けて、県はブロック塀の所有者に対して安全点検を実施するように呼びかけるとともに、建築安全推進課、郡山土木事務所、中和土木事務所、高田土木事務所、吉野土木事務所に建築基準に関する相談窓口を設けて、各種の相談に対応しているところです。また、奈良市、橿原市、生駒市においても、同様の相談窓口を設けていただいています。引き続きブロック塀の所有者に対しては、安全点検の実施を呼びかけて、県民の安全確保に努めたいと考えています。以上です。

○山村副委員長 相談に対応していただくのは結構かと思いますが、撤去するにしても、対策をするにしても費用がかかり、誰もが簡単にできるものではないということで、大阪市などではそれに対する補助制度を考えておられるということで、奈良県も近い将来、あすかもしれない地震の危険があるわけで、備えが必要ではないかと私は思っています。

特に今回は震度6ということで、強弱はありますけれども、大阪府では、住宅の被害は一部損壊でも6,200棟に上っており、京都府においても、744棟に上っていると聞いています。一部損壊の中身もいろいろありますけれども、例えば屋根瓦が落ちて屋根に被害が出ている住宅は、雨が降るとたちまち被害が拡大し、なかなか住み続けられないという状況もあるということです。そのような中で、例えば京都府では、屋根の補修については、簡易な耐震改修とみなして、現在の耐震改修補助制度を使えるように運用するような対応をされているということで、奈良県でもし同じような地震が起こったら、同様の結果になることはわかっているわけですので、この機会に、やはり教訓を生かして検討を始めていただくことが必要ではないかと、私は思っています。その点どのようにお考えか、お聞きします。

○中西知事公室次長防災統括室長事務取扱 ブロック塀をはじめ安全確保の維持管理については、基本的には所有者の方の責任だと考えています。ただ、今後、今回の地震等の教訓を生かして、いろいろ国等で動きがあれば、そのようなことについても検討していきたいと考えています。以上です。

○山村副委員長 今すぐできるとは思っていませんけれども、これまでも、各地で地震になると、ブロック塀も含めて住宅の被害は非常に多くあったわけです。国の制度では、全

壊についての補償はありますけれども、一部損壊については何の補償もないのが実情です。今後の検討課題ということで、国でも当然考えていかななくてはならないことですが、各都道府県で、命にかかわる問題について、できる部分から手だてをとっていく形での検討が始まっている状況にありますので、備えは災害が起こる前に実施すべきだということで、一刻も早く検討していただきたいと求めています。

先日の政府の地震調査研究推進本部の公表で、奈良県の地震発生の確率は非常に高い状況でしたし、南海トラフの巨大地震も非常に迫ってきている状況にあると思います。その中でも言われていましたが、例えば家具の固定や住宅の耐震化、初期消火のような、住民の命を守る点で、とりわけ緊急に対策を強化しなくてはならない点は幾つかあると思います。中でも、大阪府北部地震では家具の倒壊で亡くなられた方もおられましたが、家具の固定はすぐできそうなことです。誰でもやればすぐできる簡単なことですが、なかなか全体として進んでいない状況もあるということで、他府県の例で見ても、やはり進んでいるところでは、家具固定を行うために、もちろん費用はかかりますけれども、それを行う人をきちんと配置をして、その方が各家庭を訪問して必ず実施をするという形で、どこに住んでいても、それができる状況をつくっています。奈良県でも、そのような課題を認識して進めていただきたいと要望しておきます。今後検討していただきたいと思います。

次に、本日の2点目、情報公開制度について伺います。

奈良県の情報公開制度で開示請求を行われた方から言われている話ですが、不開示となったことを不服として審査請求を行ったところ、その結論が出るまでに1年3カ月かかったということです。1年3カ月後にたとえ不開示決定が覆って開示されたとしても、欲しい情報としての値打ちという点では、もう既に遅過ぎて間に合わないということで、どうしてこれほど時間がかかるのか、改善できないのかと言われているのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○河合総務部次長法務文書課長事務取扱 山村副委員長のご質問に対して、まずは奈良県情報公開審査会の現状についてご説明させていただきたいと思います。

情報公開審査会の審査請求に係る処理状況ですが、平成27年度以降、毎年30件程度新たに審査請求が行われている状況であり、情報公開審査会における処理件数は、平成27年度は5件、平成28年度が64件、平成29年度が12件、平成30年6月現在では53件の未処理案件を抱えているという状況です。

情報公開審査会の審議についてですが、審査会の性格上、事案を精査しないとい

けないことですし、また審査請求人から口頭で意見を述べる機会を与える必要がありますので、一般的に案件1件につき審査会の審議を4回程度行っている状況です。そういった審議の状況にあって、何とか審査の迅速化を図っていくために、審査会の開催を毎月1回行うように改善をしているところです。さらに、審査会において、同種同様の案件については併合して、多くの案件を1度に処理するような改善なども行ってきているところです。

今後も引き続き、併合審議を進めていき、案件の迅速な処理を図っていきたいと考えているところです。以上です。

○山村副委員長 事情がわかりましたが、何人からの請求でも、保有する情報を原則全て開示するということが、憲法において、国民の知る権利を保障する大前提になっています。開示されない事案がこれほどあること自体が、私は問題だと思いますが、同時に、県の活動について県民に説明する責任は当然あるわけで、県に対しても、開示原則という立場に立っているのかどうか、まず問われなければならない問題点だと思っています。

それと同時に、先ほど言われた、毎月1回審査会を開いているけれども、事案の数が多くて、なかなか間に合っていない状況について、今いろいろ工夫されているとは思いますが、やはり知る権利を保障することを非常に重要だと考えるのであれば、例えば審査会の委員の数や開催回数をふやすなど、もっとやるべきことがあるのではないかと思います。その点どうでしょうか。

○河合総務部次長法務文書課長事務取扱 審査会をなるべく多く開いて処理を進めていくべきではないかということですが、審査会を開くにあたっては、先ほども申したように、1件の処理に当たり4回程度かかるということで、それぞれの回において、事務局のほうで審査に必要な書類等のいろいろな準備をさせていただく必要があり、そのような準備も含めて審査会を開かないといけませんので、委員をふやして、例えば2部会つくって対応していくことをした場合、準備作業の事務量がかなり多くなっていくことになります。

さらに、そのような2つの審査のルートをつくった場合に、部会によって判断が統一性を欠いてくる心配もありますので、当面今までやってきている事案をなるべく併合して審査するやり方で、事案の処理の迅速化に努めていきたいと思っています。平成28年度は併合審査ができる案件が多くありましたので、1年間に64件という成果も出ており、まずは、そういった併合審査を頑張ってやっていきたいと思っています。以上です。

○山村副委員長 県民の知る権利を守るべき立場に県が立っているのかということが、問

われていると私は思います。いろいろ工夫されていることはよくわかりましたが、審査会の委員の数をふやしても、その事務に当たる職員の数が足りないのであれば、それが問題だと思しますので、その点でも、これに対して県がどれだけ職員を配置できるのかという考え方が問われていると思っています。住民の方にとっては、本来知らされるべきものがわからないということ、また、県の施策について本来知らなくてはいけないことが知られないということでは、住民に不利益になりますので、この点は重要な課題だということで、今すぐとは言いませんが、今後の改善を強く求めたいと思います。以上です。

○山本委員長 ほかにご質問はありませんか。

○川田委員 先日も、葛城市で個人情報の漏えい、地方公務員法違反ということで逮捕されたような事件がありました。これについては、個別案件ですので警察本部には聞きません。また、昨年だったと思いますが、私の個人情報が漏えいされていたこともあって、これは報道にも出て問題になって、二度とそういったことがないようにするというご回答をいただいたので、それによろしく願いますということで今日に至っています。

こういった個人情報の取り扱い、行政としては最大限重要視されなければいけない問題であって、これが勝手なものに利用されたりなどいろいろあって、今、奈良県情報公開審査会の話が出ていましたけれども、私も自分で審査請求などをよくやっていて、奈良県個人情報保護条例も読んでいます。通告しておいたことですが、まず原点に戻れば、個人情報の保護の観点というのは、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定する憲法第13条を基本にして、この条例の目的の第1条に定められていると思うのですが、それによろしいですか。

○河合総務部次長法務文書課長事務取扱 個人情報は、個人の権利利益として非常にセンシティブな情報ですので、それをしっかり保護していこうというのが奈良県個人情報保護条例の趣旨です。

○川田委員 その中において、特に思想、信条に関する個人情報は、なおさら重く保護をしなければならないということが、最高裁判所の判例でも示されています。奈良県個人情報保護条例の第5条第3項では「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」が明確に記されていますが、これらはやはり厳格な保護が必要であるとして、条例にもうたわれている。そして、この条例はあくまでも県議会が可決されてできているものであり、その中に実施機関としては県議会も定められてい

る。このような解釈になると思うのですが、それでよろしいですね。

○河合総務部次長法務文書課長事務取扱 この条例の適用範囲ですけれども、第2条の定義規定で実施機関について規定しており、実施機関は、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会と県が設立した地方独立行政法人となっています。以上です。

○川田委員 県議会はどうなっているのですか。準用しているということですか。

○河合総務部次長法務文書課長事務取扱 この条例自体は、県議会を実施機関としていませんので、県議会に個人情報に係るこの条例の適用はないことになります。

○川田委員 普通は、この条例を準用する、例によるなどの形で定めていると思うのですが。そのようなことであれば、県議会でもた早急につくらなければいけないと思いますが、今は県議会が本題ではありません。

この条例に第5条「個人情報の収集の制限」という条文があつて、行政としても、収集の目的を明確にして、目的外に収集をしてはいけないというような規定になっていますよね。また、収集してはいけない個人情報は、逆に利用もしてはいけないということですね。業務の目的や事務分掌は決まっていますので、関係がないことに個人情報を利用するのは、個人情報保護条例違反になると思いますが、その解釈でよろしいですね。

○河合総務部次長法務文書課長事務取扱 個人情報の収集については、条例の第5条の収集の制限規定がありますので、その規定にのっとって収集しなければならないこととなります。個人情報の利用については、第6条に規定していますので、その第6条の規定に従って利用していくということです。

○川田委員 前置きが長かったのですけれども、私は、今議会で審査に付されている県立高等学校適正化実施計画（案）の議決の延期と説明を求める請願書に、紹介議員として署名させてもらいました。あの請願は、きのうの文教くらし委員会で不採択とされてしまいました。あの請願が提出されるに当たり、吉田教育長が請願者のご自宅に行っているのです。まず1点不思議なのが、なぜまだ請願を提出もしていない段階で、請願者の住所がわかったのか。そして、何の公務の名目で、このような訪問をしたのか。住所を知っているから、そこに行っているわけではないのですか。ということは、個人情報を取得しているわけでしょう。そのような情報は、一般人は取得できませんよね。公用車で乗りつけているのですから、公務で行っているのですよ。これは完全に個人情報保護に関する違反ではないですか。

まして、これは請願に関わることです。憲法第16条に請願権が定められていますね。「何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と憲法にうたわれています。それなのに、請願をするのに一々人が来るのですか。そもそも請願は県議会に提出されるもので、教育委員会は一切関係ないですから。教育委員会も含めて奈良県では、そういった請願をしようと思ったら、一々一々このように家まで来るのですか。大問題だと思います。先ほども言いましたが、憲法第13条で、平穩に生きる権利が保障されているのではないのですか。これは完全に憲法違反ですよ。個人情報などをなぜそのように利用できるのですか。公用車で公務として行っているのでしょうか。そのことも、証明はとれているのです。きのうか一昨日か、請願書を提出されて、行かれたのですよね。それについてはテレビ中継もされていましたが、そのときに、請願者が、なぜ請願するのに家まで押しかけるのかというようなことを言ったところ、「それは話を聞きに行っただけだ」と回答しているということで、認めているのではないですか。裏はとれているのです。

これは奈良県、大変なことではないですか。それでなくても、県立高等学校適正化実施計画（案）については、説明もなく当然に発表されています。一般の方からの意見の募集もありませんし。権力者がやるように、淡々淡々と進められた中で、請願者の願いが出てきたわけです。これは間違っているかもしれない、正確性に欠けるかもしれない話ですが、「これを提出されたら、多くの子どもたちが悲しむこととなります」といった発言もあったと聞いています。大体、行政に対してお願いをし、請願をするのに、そのようなことをされる筋合いはないではないですか。特別職ならば、辞任しなければいけない問題ではないですか。委員の皆さん、これは大変なことですよ。請願権の侵害ですよ。

一般県民が請願を行おうとしているのに、なぜそのようなことを受けないといけないのですか。そして、まだ請願を県議会に提出もしていない段階で、請願が提出されることについて、どこから情報収集したのですよ。情報を受けたまではいいかもしれませんが、今の個人情報保護条例からいえば、それを利用したらだめではないですか。山本委員長、これはとんでもないことです。個人情報等は総務警察委員会の所管ですからね。7月2日（月）にでも、緊急調査の委員会を開催いただきたいです。弁護士のところに行って聞いてきたのですけれども、これはだめでしょうとのことでした。まして、今議会の議案である議第72号「県立高等学校適正化実施計画の策定について」は、そのようなことをする方が提案されているのですから、議員は採決しなければなりません。信用しろと言われても信用できないではないですか。

これは、総務部の担当の方に怒って言っているわけではないのですが、請願権の侵害という、それだけ大変なことが起きているということ、公の場で申し上げているのです。

○山本委員長 村田総務部長、事実は確認していないのですよね。

○村田総務部長 今、川田委員からご質問のあった件の事実関係については、総務部としては特段把握はしていない状況です。

○山本委員長 まずは行政側で対応を。

○川田委員 いや、行政というのは事務担当でやればよいと思いますけれども、これは議会の問題ですから、やはり議員は県民の代表として選挙を経て、この場で発言しているわけですよ。何でも行政と言ってしまったら、司法権の話だか行政権の話だかわかりません。やはり議会ではっきりすべきところははっきりしなければいけないし、この問題に関しては、100条委員会を開かなければいけないくらいの問題かもしれない。なぜなら、請願が提出されると聞いた途端に、一般の方の家に押しかけているのですよ。個人情報保護の規定に違反して行っているわけでしょう。教育委員会は、請願のことなど事務としては関係ないではないですか。目的外に個人情報を利用していることは、これで明確になっていますよね。ですから、山本委員長、きょうは吉田教育長を突然呼んでも、参考人招致できないと思いますので、7月2日（月）にでも緊急に委員会を開催いただきたいです。

○山本委員長 対応について、しばらく休憩します。

14:45分 休憩

15:11分 再開

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

川田委員よりご質問がありました個人情報の件について、教育委員会の請願の取り扱いに対する対応、それから個人情報の先ほどの発言の中での、名前は出ていませんけれども、その方のところへ行った案件などに関して、まだ事実確認も把握していませんので、この事実を確認するとともに、この審議については継続として当委員会でもまた後日審議をするということで、皆さん方のご了解をいただきましたならば、その取り扱いを正副委員長に任せていただき、また川田委員の意向も聞いて進めさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、この件につきましては、このようにさせていただきます。

続きまして、まだ質問があろうかと思っておりますけれども、改めてもう一度休憩をさせてい

たきます。

15 : 12分 休憩

15 : 31分 再開

○山村副委員長 再開をさせていただきますが、ただいまより、山本委員長にかわって私が進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

先ほどに引き続きまして、ご質問がある方はご発言を願います。

○川田委員 次は、地域振興部がご担当の私立高校についてです。

私立高校において、毎年の数字はわかりませんが、実際の入学者数が募集定員を下回る傾向にあって、どれくらいのペースで続いているかわかりませんが、平成30年の5月1日現在ではそのような現状にあります。

私立高校はたくさんありますが、今議会で議案に上がっている「県立高等学校適正化実施計画」の中でも、国際バカロレア認定を目指す県立国際高校をつくるようなことも示されており、当然私立高校との調整もあります。国際バカロレアの方向性としては、国のほうで平成25年に閣議決定がなされて、今年までに200校までふやすというような目標を掲げたものの、実際は現在46校くらいしかないという状況だと思いますが、奈良県の私立高校における国際バカロレアの取り組みの現状をお聞かせください。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 国際バカロレアの県内の認定状況についてお答えしますが、まず国際バカロレアについてですが、国際バカロレア機構・IB機構が提供する国際的な教育プログラムで、このうち高等学校レベルのディプロマ・プログラムは、これを履修し、所定の成績をおさめると、国際的に通用する大学入学資格である国際バカロレア資格を取得できるというものです。この資格は、世界各国の大学入学者選抜において広く活用されているものです。全国の高等学校等における「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム」の認定校は、平成29年5月1日現在で32校ありますけれども、この中に本県の高等学校等は含まれていないのが現状です。以上です。

○川田委員 それでは、奈良県では、国際バカロレアの認定を受けている私立高校はないということですね。私立高校も当然教育基本法第1条の学校、いわゆる一条校ですが、この一条校は、いろいろな大学との関連もあって、この国際バカロレアの認定を受けられれば、何か履修の獲得さえできれば、入試に有利に働くなどといった話は以前からあります。国際バカロレア認定について、平成25年に閣議決定されて、インターナショナルスクールなどではたくさん認定をとられているのですが、現実として全国的には全然広がって

ない点、不思議に思っているところです。このような特色のある国際的な大学を受けるための認定を受けるのは、かなり専門的な領域になると思いますから、その点は本来、やはり私立学校のほうが向いているのではないかと思います。学生さんが選択されるのですけれども、なぜ広がってこなかったのかについて、私立高校ではどのような考えでいるのか、そういった調査はされていないのか、いかがでしょうか。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 その点について、県独自で調査はしていませんが、今ほかの都道府県においても、認定に向けての検討を進めているところが複数出てきています。ただ、都道府県立で認定を受けた学校は、まだ東京都立の国際高校1つだけという状況ではあります。

本県の私立学校に関する取り組みとしては、私立学校の教育条件の維持向上を図るため、私立学校振興助成法に基づき、運営に係る経常的な経費の補助をしています。その中に、学校提案型加算という、本県の教育振興大綱の推進に資するテーマに沿った取り組みに対して加算を行う制度があります。各私立学校においては、建学の精神に基づく教育に取り組んでいただいているところですが、もし川田委員がお述べの国際バカロレア認定を受けようという取り組みがあれば、この学校提案型加算に応募をいただいて、特色ある取り組みと認めることができたならば、補助金を加算して、その取り組みを推進していこうとしています。以上です。

○川田委員 現行でも補助金が出る仕組みはあるというご説明ですね。

ただ、きのう文教くらし委員会を傍聴して、議第72号「県立高等学校適正化実施計画の策定について」の説明をいろいろ聞きましたけれども、どうもよくわからないのです。というのも、3つの県立高校を廃止して、2つの県立高校とし、その2つの県立高校のうち1つが国際高校だということで、かなり大規模なことをやらなければならないとのことですが、全国的な流れを見れば、国立の高校はもちろんいいと思うのですが、県立高校まで巻き込まなければならないのでしょうか。私立高校はこの動きに対してどのようなご意見をお持ちかについて、調査はしているのでしょうか。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 行っていません。

○川田委員 それに関連してお聞きしますが、今議会に上程されている「県立高等学校適正化実施計画」の案は、あまりにも突然に教育委員会から出されたものです。きのうの文教くらし委員会にも、高校生の保護者など40名くらいの非常に多くの方が傍聴に駆けつけられ、この計画の策定はもっと慎重にしてほしいというようなことについて、2

万6,000筆もの署名が集まり、奈良市議会でも全会一致で意見書が可決されて、奈良県議会にも送られてきているように、かなりの民意があるわけです。奈良県でも多くの私立学校があって、頑張っておられますから、そこを無視して県が独断でこういったことをするのは、民意を考えれば普通はあり得ないと思うのです。私立高校との協議、調整等があったのでしょうか。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 「県立高等学校適正化実施計画」については、教育委員会所管の事項ですので、教育委員会のほうで私立学校とどのように調整をしているかについては把握していません。

○川田委員 事務分掌は決まっていますから、勝手に担当部署を飛ばして関与するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条違反になるので、それはないと思います。ですから、私立学校の担当課ではわからないということですね。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 はい。

○川田委員 ありがとうございます。これが現実だと思います。

もう一つわかる範囲でお聞きしたいのですが、わからなければわからないとお答えいただいたら結構ですが、平成29年5月に、文部科学省が立ち上げた有識者会議である「国際バカロレアを中心としたグローバル人材育成を考える有識者会議」の中間取りまとめが公表されてます。この中には、国際バカロレアを今後進めていかなければいけない、いろいろな社会変化に対応できる子どもを育てていかなければいけないなど、有識者会議の決まり文句が入っていて、余りこのような文字を真剣に読むことはないのですが、この中で1つ気になるのが、受け入れ先の大学側の動向です。現在、全国で37校の大学で、この国際バカロレアを活用した入試が導入されているということですが、実際には言うほど広がりがあるように見受けられません。そのあたりは、私立学校側としてはどのような受け取り方をされているのか、お聞かせいただけませんか。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 私立大学等大学についての事務は文部科学省の所管になっているため、把握していません。

○川田委員 文部科学省が認可するのはわかりますが、大学のことがわからなければ、県内の高校の動向も制度的に見えないのではないですか。完全に関連しているでしょう。大学のことは文部科学省の所管だから全くわからないけれども、他方では国際高校をつくって、今後私立学校でも国際バカロレア認定を目指していくことになれば、今お話があったように、補助金を出していくといったこともあるわけですから、当然県の財政にも絡んで

きますね。その点から考えれば、今の大学の動向について、もちろん英語入試なども評価等をするとは書いていますけれども、現実にきっちり把握していかないことには余り意味がないのではないかと考えるわけですが、この点はいかがですか。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 今、川田委員がお述べの国の「国際バカロレアを中心としたグローバル人材育成を考える有識者会議」が出した2017年5月の取りまとめによると、国際バカロレアというのは、単に大学入試において生かせるということだけではなく、全人教育を通じて主体性を持ってバランス感覚にすぐれた国際社会で貢献できる人材の育成を目的としています。

一方、文部科学省の学習指導要領においては、これからの時代に求められる資質、能力を「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」の3つの柱で再整理をし、これらを子どもたち一人ひとりに確実に育むことを目指しています。この国の目指す教育の方向性に国際バカロレアが資するものであると、国が示しているわけですが、その点は県も同じような考えですので、その考えに基づいて県における補助金の採択等を審査していこうと考えています。以上です。

○川田委員 ここは難しいところだと思うのです。日本語のディプロマを適用していこうということだと思うのですが、日本人としてのアイデンティティを育むということですが、具体的に日本人のアイデンティティとはどのようなものですか。

○山下地域振興部長 今、日本人のアイデンティティということで、川田委員からご質問がありました。国際バカロレアに関連して考えていくと、今まさしく日本人が国際社会で活躍していくことが重要であるという、国を挙げて、誰しものような認識で進めていこうという中で、改めて国際性と関連づけた日本人のアイデンティティということであれば、国際社会で日本のよさなどをしっかりとアピールできる人間が、日本人のアイデンティティを発揮できる人間だと考えています。

○川田委員 この議論は別でさせていただきたいと思います。アイデンティティとはどのようなものかは、個人差もあって違うわけで、なかなか難しいと思うのですが、要は、私立高校は当然運営を考えてやっていくのですけれども、今後、補助金という公金を入れていくわけですから、やはり一定の理解がなければいけないのではないと思うわけです。

これを読むと、いろいろよいことが書いてあるけれども、具体化してどのようにしていくのかとなると非常に難しいし、こういったものを全体に広げていくことによって、子

もたちの選択制があるのはいいと思うのですが、教育において子どもたちは実験台ではありません。これは経済のGDP（国内総生産）と合わせたらよくわかる話で、日本のGDPは10年以上前から横ばいになっているわけですが、アメリカでは横ばいにならずに、ずっと右肩上がりに上がっているという現状があるわけです。外国ではGDPが上がっていったら、物価も上がっているわけで、日本では逆に、ずっと物価下落傾向で来ています。そういった中で、外国と日本では通貨価値も違うから、かなりの経済的負担がかかるという経済的事実もあって、大学において、昔は多かった留学生在が最近減ってきたという実態があると思うのです。

ここに書いてあることをそのまま受け取って、このような人間をつくらなければいけないからやるというのは、それは私は違うと思います。やはり税金で賄う公立学校でやる以上、いいものをつくることを目指すのはいいと思うのですけれども、余り大規模にやってしまうと実験台みたいになってしまうので、その点は私立学校の意見もよく聞いた上で、やっていく必要があるのではないかと思います。この件はこれで結構ですけれども、細かいことは今後、また議論させていただきたいと思います。

それに関連してもう一点、前から言っていますが、高校の無償化の話です。今議会上程されている「県立高等学校適正化実施計画」の案を見ても、国際バカロレアの国際高校をつくとあり、外国で受ければいいなどと言いますが、ハーバード大学などでも年間1,000万円近くかかり、やはりすごい経済負担が要ります。そういったことも考えて、私立学校もやはり選択制の1つに入っていないといけないというのが、大阪府などでやっていた高校無償化のやり方ですね。この大阪府と同等の高校無償化を奈良県でもやっていただきたいと県議会に請願されて、やるということで請願が採択されました。その背景を見て、去年1年間かなり議論させてもらいましたけれども、なかなか制度設計が出て来ません。勘違いされたらいけないのですが、請願は、憲法第92条から来る団体決議で意思表示しているわけですから、制度設計まではする道義的義務は絶対にありますので、それを求めているわけです。

ところが、請願の趣旨を勝手に歪曲されて、それに対して、請願をしている側がそれは違うと言っているのだからと主張して、やっと先日、私立高等学校授業料軽減補助の所要額の平成30年度試算の資料を行政文書として出していただきました。今は細かいところの説明は省きますが、この形でやれば、大阪府と大体同等の私立高校の無償化ができるというものです。金額を見れば、細かく言っていくと時間が長くなるので、約11億8,

000万円ということで、12億円くらいの金額があれば高校無償化はできるわけです。当然可処分所得の問題も出てくるでしょうから、一部の地域に100億円、200億円使うような施策よりも、これはずっと大きなものをもたらすでしょう。今、県立高校の再編も進んでいくのならば、なおさらです。ですから、この金額の設計は早く出してもらいました。

今回金額を初めて出してもらいましたが、今度はこれをいつまでに、どのようにやっていくかという計画の行程表を出していただきたいと思うのですが、その点はいかがですか。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 今後、国の就学支援金制度の詳細が判明した時点で見直しがあり得るものの、県では、国の制度が完成すると予想される2020年度までに、現在の補助対象が授業料のみとしているところに、名目の違いはありますけれども、ご家庭が学費として負担されている施設整備費等を追加するとともに、補助条件について、国制度と県制度を合わせて、平成29年度の県内全日制私立高等学校等の授業料及び施設整備費等の加重平均である56万円とするよう、段階的に充実させたいと考えています。本県としては、請願が県議会で採択されたことを真摯に受けとめて、昨年度、知事、副知事を含めた庁内検討会議で議論を重ねて、検討状況については毎回の総務警察委員会で報告をさせていただきました。その結果として、平成30年度予算においては、国と県の制度を合わせた補助上限を、平成29年度の38万円から平成30年度は42万円に引き上げ、議会のご承認をいただいたところです。

今後は、先ほども申したとおり、県としては段階的に充実させる方向である旨の制度設計をお示ししているところです。本制度においては、ご家庭の経済事情のため進学を諦めることのないよう、低所得者層に対する就学支援という考え方で設計をしています。平成31年度の県の制度の詳細については、国制度に関して、今後国の概算要求などの情報把握に努めながら、予算編成の過程で検討していきたいと考えています。

○川田委員 いや、去年から何回も審議させてもらっていますが、そういうことを言うてのではありません。請願を採択しているのだから、制度設計を出してくださいと一貫して申し上げています。1年ではできず、3年間でやるのであれば、去年はその1年目になるのかと思っていました。採択された請願が求める趣旨どおりのことを、早くやってほしいのです。国は関係ないではないですか。県でこれをやってほしいという請願を採択されて、制度設計していくわけでしょう。後やるかやらないかは、県議会で決めることではないですか。ですから、制度設計まで出してくださいと言っているのです。

国のほうでまた同様の制度ができて、重なってきた場合は、国の制度も利用できるものは利用したらいいというだけの話ではないですか。説明がずっと矛盾していると思っておりますので、次回の総務警察委員会までに制度設計、工程表を出していただきたい。できるできないという財政の問題もありますので、それはそれでまた審議をしていかなければいけない部分だと思いますが、まず計画を出していただかないと。それだけお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 繰り返しになりますけれども、平成31年度の県の制度の詳細については、予算編成の過程で検討していきたいと考えています。

○川田委員 いや、予算編成はいいのですよ。制度設計を出してくださいと言っているのです。やるかやらないかは予算ヒアリングでまたいろいろ調整していくわけでしょう。請願を採択しているのだから、いつになったら制度設計が出てくるのかということで、山下地域振興部長にお願いしておきたいのですけれども。

○山下地域振興部長 今、担当の谷垣地域振興部次長から説明があったように、制度設計については、平成30年2月定例県議会の総務警察委員会において、3年間のスキームを出させていただいて、段階的に56万円まで引き上げていこうというのが、地域振興部で考えた一つの制度設計ということです。ただ、大阪府の事業も同じですけれども、国の就学支援事業と組み合わせてやっていくものですので、国の概算要求の状況などにより、提示させていただいた制度設計は可変的な要素は持っているとして理解しています。

○川田委員 先日出していただいた金額の行政文書に基づいた制度設計を出してくださいと言っているのです。以前説明のあった3カ年のスキームに対しては、全然違うと意見を申し上げて、この金額の文書が出てきたわけですから、また前の話に戻ってしまったら、何のために審議しているのか、どうやって前へ進むのかがわからなくなりますので、山下地域振興部長、そこだけはお願いしたいです。ただ、これは前任の村田前地域振興部長もおっしゃっていましたが、予算上の問題もあるので、それがすぐさま可能かどうかはまた別問題ですから、制度の設計をまず出していただきたいと、ずっと一貫してそれだけをお願いしているわけです。

○山下地域振興部長 制度設計に当たっては、川田委員はよくご承知でしょうけれども、大阪府等の考え方でやっていくと、いわゆるキャップ制などもろもろありますので、そういったことを議論をさせていただきながら、進めていけたらと思っています。

○川田委員 済みませんが、キャップ制についても、以前既に話が出ています。要は、キ

キャップ制だから、どこまでの上限で大阪府などはそろえているかということよりも、保護者負担額で見た場合にどうかということです。キャップ制でもそうではなくても、どの方向から見るかだけではないですか。例えば50万円の授業料であっても、70万円を取っている学校の場合、超過の20万円はご負担いただくしか仕方ないではないですか。負担額を保護者側で合わせた場合にどうなるのかというのは、今回お出しいただいた金額の計算になっていて、去年から全部やってくれていることになりますので、そこはご心配なく進めていただくよう、山下地域振興部長にお願いしておきます。

それからもう一点、これは法制のご担当に聞きたいのですけれども、先ほども少し話を出しましたけれども、平成30年6月25日に、奈良市議会の平成30年6月定例会において、「県立高等学校の適正化実施計画（案）の議決の延期と説明を求める意見書」が議決されて、奈良県議会にも送付されています。憲法第92条に基づく団体決議がされたものが県議会に来ているわけですから、意見書が来たというだけで終わりではなく、やはり中核市である大きな市が団体決議をして出してこられたものですので、憲法上この取り扱いはどうなるのですか。

○河合総務部次長法務文書課長事務取扱 請願について、憲法上どのような取り扱いをしないといけないのかについては、具体的に決まっていなかったのではないかと思います。意見書について、具体的にどのような取り扱いをしなければならないという法的義務が生じるということも、規定されていなかったのではないかと思います。

○川田委員 憲法を全部見ても、細かいことは書いていませんが、その中でも、例えば地方自治の本旨を規定する憲法第92条、住民自治と団体自治のところが根拠になるのではないのですか。そうでなければ、そのようなことははっきり書いているものはないでしょうから、憲法には書いていなくても、そこから全部導き出されて考えられているということではないですか。行政としてなぜこれを聞くかということ、意見書が送付されてきたけれども、これはあくまでも法的拘束力がない意見書だとして放置するというのは、ただそのような制度が想定されてないので、規定をつくっていないだけの話でしょう。別の地方自治体が言ってきたからといって強制されたのでは、どんどん意見書を出されたら経営もできなくなりますので、当然その点があります。ただ、今回の県立高校再編などは、完全に民意ではないですか。そこから考えた場合、この意見書は団体決議されているわけですから、県としては、どのような取り扱いを法的に考えているのかをお聞きしているのです。

○河合総務部次長法務文書課長事務取扱 法的ということになると、具体的にどうこうし

ろという規定がない以上、法的にはこうしろとは言えないのではないかと考えています。

○川田委員 憲法上の考えとしてはどうですか。

○河合総務部次長法務文書課長事務取扱 憲法上についても、憲法の中に、具体的にどのような対応をしなければいけないということが明示されていませんので、憲法の効果として、どのようにしなければならないのかは導き出せないと思います。

○川田委員 憲法第92条も含めて、団体自治など、教科書に普通書かれていますね。そこから読んでいけば、このように導かれるのではないですか。何もなかったら判断できないではないですか。河合総務部次長とやり合っても仕方がないので、これはまた調べておいてください。お願いしておきます。

次は、警察本部にお聞きします。全然話が変わるのですけれども、運転免許更新時の高齢者の認知機能検査について、以前新聞にもグラフなどが出ていて、奈良県だけが非常に受検待ちの期間が長かったということで驚いていました。その後、聞くところによると、早急に対策に取り組みられて、こういった状況は大分改善されてきているようですが、その辺の状況を教えていただけますか。

○桑原交通部長 まず、75歳以上の方が運転免許を更新する際には、大まかに申して、まず認知機能検査を受けていただいて、その後、高齢者講習を受講していただくこととなりますけれども、現在の受検、受講待ちの状況ですが、まず認知機能検査の受検待ちについては、本年3月末現在で131日、つまり4カ月以上ということで、確かに川田委員のご指摘のとおり、非常に長い状態でした。ただ、その後、県警察のほうでいろいろ対策をして、本年5月末現在では約1カ月待ちまで改善されています。もう一つの高齢者講習の受講待ちについては、講習を委託している自動車教習所によってばらつきはありますが、現在1カ月から5カ月の受講待ちが発生しているという状況です。以上です。

○川田委員 それでは、大分改善されてきているということですね。そこはありがとうございます。ただ、間違っていたら間違っていると指摘していただきたいのですが、高齢者講習は人的な配置等も関係あったのですか。これは実技などもやらないといけないのですよね。ということは、場所の問題で、自動車教習所などの数も関係してくると思うのですけれども、私は人口問題の研究をずっとやっているのですけれども、今の現状は、場所がないから時間がかかってしまうというのが本音だと思います。

けれども、今後、高齢者率はかなり上がっていくではないですか。人口減少もあるけれども、高齢者の数はふえるのです。高齢者の人口は減少しないのですよ。ということは、

今でもこのような現状であるのに、今後さらにそこが股裂き状態のようにどんどん広がっていくというのが簡単なエビデンスになってくると思います。それから考えると、今何らかの手を打たないと、目先の対応だけでやっていたら、何ら解決にならないと思うのですけれども、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

○桑原交通部長 今、川田委員からご指摘がありましたけれども、現在の長期の受講待ちの解消に向けての県警察での取り組みについてです。まず認知機能検査については、運転免許課の増員や、警察本部からの派遣によって検査の実施体制を大幅に拡大し、その結果、先ほど申したように、改善傾向にある状況です。それから、高齢者講習についても、今までは、自動車教習所で認知機能検査も実施していただいていたけれども、その認知機能検査を全て公安委員会、具体的には運転免許課で実施することによって、その分、自動車教習所における高齢者講習を拡大していただくことで、受講待ちの解消を図っている状況です。

ただ、今、川田委員がお述べのとおり、現在の取り組みは、あくまで現在発生している受講待ちの改善を図るための取り組みです。今後を見据えていくと、来年度には団塊の世代の多くが高齢者講習の対象になってきて、その後も、第2次ベビーブームの方が受講対象者となるまで、高齢者の増加がずっと続き、30年後には受講者が現在の2.5倍になると推計されています。そのため、現在の運転免許課の体制と運転免許センターの施設では限界があるという状況です。

そこで、現在、高齢者講習等の実施のさらなる拡大に向けて、運転免許センターの施設の改修、高齢者講習の指導員の増員、それから、川田委員からもご指摘がありましたけれども、高齢者講習を行えるコース等を備えた新たな施設の設置などを、具体的に検討しているところです。将来を見据えた対策を講じるべく、関係当局のご理解を賜っていきたくと考えているところです。

○川田委員 いろいろお考えだとは思いますが、私は、施設が全然足りないのが根本的な原因だと考えています。高齢者の方、団塊の世代の方についても話がありましたけれども、かなり股裂き状態になっていくので、これはもう完全なエビデンスがある状態だと思います。前回の予算審査特別委員会でも、荒井知事がエビデンスを非常に強調しておられたし、当時の阿部前財政課長もエビデンスがあるものに予算をつけるとおっしゃっていましたが、現状は奈良県だけ恥ずかしいですよ。警察本部はこれだけ対策を講じていますが、結局、財源があれば、施設をつくって待ち状態を解消できていくような話だと思います。

ます。以前にも指摘させていただきましたが、やはり、奈良県警察の予算が全国的に見て著しく低い状態を早く解消していただかないと。これはただの一部の話かもしれませんが、財政課にはぜひその点お願いしたい。何回も言っていますが、1,650億円もの基金を持っているわけですから、目先の対策を先送りすればするほど、受講待ちの数がどんどんふえていくのは、小学生でもわかるような計算の問題だと思いますので、その点は財政課にお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○川上財政課長 いずれにしても、警察本部も今検討されているということですので、その辺を一応お聞かせいただいて、判断をしていきたいと思えます。以上です。

○川田委員 ぜひよろしくお願ひします。やはりこれだけ待たされてしまうと、我々議員は苦情も聞いているのですけれども、私にはどうにもできませんので、そのあたりはまたよろしくお願ひして、私からの質問を終わりたいと思えます。

○山村副委員長 そのほか質問はありますか。

○森山委員 私から1点、イベントについて質問させていただきます。

先ほど折原観光局長から「(仮称)奈良大立山まつり」についての説明がありました。今、県は、この奈良大立山まつりをはじめ、ムジークフェストなら、奈良オクトーバーフェストなど、さまざまなイベントで地域を盛り上げようと取り組んでいますけれども、これらが行われている地域、地方自治体はいずれも奈良市ということで、これまでも、これをもっと中南和地域のほうにおろしていくべきではないかという質問が上がっていたと思うのですけれども、そのあたりについて現在どのようになっているのでしょうか。

○桐田文化振興課長 私のほうから、ムジークフェストならの開催状況についてお答えします。

今年度実施させていただいたムジークフェストならにおいては、特に南部地域での開催を意識して、「中南部東部ウィーク」というものを設けて、中南部地域や東部地域の社寺を中心として、コンサートを充実させていただいたところです。あわせて、昨年度までは、奈良公園の春日野園地のみで開催していたムジーク・プラッツについても、今年度は、馬見丘陵公園でも開催させていただきました。以上です。

○森山委員 そのムジークフェストならですが、初め奈良市内を中心に行われていたところ、もっと県下全体の発展を考えて広げていこうということで、今、中南部地域や東部地域に広げてきていただいているのは、ありがたいことだと思います。ただ、ムジークフェストなら一つ挙げてみても、沖縄の音楽イベント、警察音楽隊の演奏などは、ことしも春

日野園地で行われていまして、メイン会場というのか広い会場で行っているものは、やはり奈良市に集中していると思うのです。ご答弁のように、駅前や社寺などについては、いろいろ広げていただいているのは今のご説明でもわかるし、そのとおりだと思うのですけれども、メイン会場はやはり動員力が相当ありますから、先ほどご説明のあった奈良大立山まつりも、今回初めて上がらせてもらいましたけれども、結構いい内容だと感じますし、これは今後も、平城宮跡を中心として進めていくということです。そのロケーションもありますし、大きい広場が橿原市や橿原市周辺にあるのかというと、これはまた検討しなければならないと思いますけれども、ムジークフェストなら、奈良大立山まつり、奈良オクトーバーフェスト、これらいずれについても、メイン会場を中南和地域のほうにもっと広げてやっていくことは、私は可能ではないかと思っています。

ムジークフェストならではありませんが、ことし初めて、奈良オクトーバーフェストに参加してきました。県庁の前でやっていて、非常ににぎわいもあって楽しい内容だと実感したところです。例えば、そのオクトーバーフェストの仮設テント会場の大きさであれば、奈良市内の県庁前の登大路園地でなければできないかということ、決してそうではなく、私の地元の橿原市でも、以前は、大和八木駅前の奈良県橿原文化会館の前の広場で、長らく地域の祭りがありました。その祭りは時代の流れでなくなりましたが、その広場を生かして、中南和地域でオクトーバーフェストを開催することになれば、また新たな地域のにぎわいにつながることもなると思うのです。そのようなところへ広げることも具体的に考えて進めていただくことによって、奈良県の全体的な発展につながればとも思います。そのあたりの具体的なご検討はあるのか、また今後の展開について、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○桐田文化振興課長 まず、ムジークフェストならに関しては、引き続き、中南部地域、東部地域の会場でどこができるのかについて、模索していきたいと考えています。一方、奈良オクトーバーフェストについては、ムジークフェストならの連携イベントとして、民間事業者様に実施していただいているイベントです。中南部地域で開催できるかどうかについては、以前、当該民間事業者に対して問いかけたところ、会場の規模や来場者の見込み、駅からの距離などをかなり重要視をしておられるようでしたが、引き続き、ムジークフェストならの中南部地域、東部地域の会場を含めて、開催ができるような会場がないかどうかについて、検討していきたいと考えています。以上です。

○森山委員 前向きなご答弁ありがとうございます。会場の規模や来客の見込みは当然大

切だと思えますけれども、ぜひ地域を盛り上げるという観点に立って、そこで開催しようと思えばどのようにすべきかという観点も入れて、ぜひ県下全体の発展につながるよう進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上で終わります。

○大国委員 それでは、私からは、さきに説明もありましたけれども、大阪府北部を震源とする地震等に関しての質問をさせていただきます。

改めて、今回とうとい命を落とされた方々に心から哀悼の意を表し、また被災をされた方、またまだ避難生活をされている方もいらっしゃるようですので、心からお見舞いを申し上げます。

私ども公明党会派としても、6月21日に荒井知事と吉田教育長に、この地震を受けての防災対策の緊急要望を行わせていただいたところです。

今回の地震発生は朝の7時58分ということで、通勤通学の時間帯でした。県職員の中でも、大和西大寺駅から電車が進まないということで、県庁まで歩いておられた姿も見まして、知っている方だったら一緒に乗せてあげようかと思いましたが、知らない方ばかりでしたので申しわけなかったのですけれども、本当に道路は渋滞し、電車もバスも動かない中で、大変ご苦労されたかと思っています。地震発生の時間帯によって、さまざまな課題は変わってくるということを、今回本当に目の当たりにしたところです。

例えば、今回の地震発生後、私はまず情報が足りないということを感じました。先ほども申したように、道路がこれほどまでに渋滞しているのにどんどん車が来て、踏切があかないといった問題が生じていました。人がどんどん集中してくることを、回避できないのか。私も駅の近くまで行ったのですけれども、そのような状況だったため、引き返して、遠回りでしたけれども、ぐるっと回ったほうがよほど早かったという状況でした。この県庁の前は車がふだんよりも少なかったことにも驚いたのですけれども、そういったことも含めて、その方その方のニーズに合ったきめ細かな情報も含めた、さまざまな情報の発信が必要ではないかと感じた次第です。今後の災害時に備えて、例えばメールやツイッター、いわゆるSNSなどの情報ツールを有効活用して、鉄道やライフラインの復旧状況等々も含めて、発信する必要があるのではないかと気づいた次第ですけれども、その点についてどのようにお考えか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○中西知事公室次長防災統括室長事務取扱 先日の大阪府北部を震源とする地震では、発生と同時に、県においては災害警戒本部を設置して、県内の人的被害、住家被害をはじめ、今のいわゆるライフラインの機関の被害状況等も把握して、報道発表を行うとともに、県

ホームページに掲載をしたところです。各ライフラインの機関からは、被害及び復旧状況について、県宛てに、県の防災情報システム、ファクシミリ等により通知をいただき、同時に、各ライフライン機関の自社のホームページ等にも、即時に掲載をされていました。

県では、災害時はもとより、住民の方にとり本当に大事なライフラインの情報を提供できるために、各ライフライン機関、電気やガス、交通、通信、報道機関とも常日ごろから連携をとっており、有事の情報発信訓練のようなことも実施をしているところです。

今般の地震でいろいろ反省すべき点もありましたし、うまくいかなかった部分もあったことは認識をしています。今回のその経験を踏まえて、情報発信のあり方はやはり検証や見直しを行うなどして、さらなる充実を図っていきたいと考えています。

また、災害時に県のホームページへのアクセスが集中してつながりにくくなることもあろうかと思い、ヤフーと協定をして、県のホームページがヤフーサービス上にも掲載され、ヤフーのほうで県のホームページを見ていただけるようになったり、また被害状況そのものについても、ヤフーが独自に情報を収集されたものが別途掲載されて、スマホ等で情報を得ることも可能になっています。

大国委員がお述べのとおり、いろいろな情報ツール、例えばメール、SNSなどは大変有効だと思っていますが、他方で間違った情報が拡散する危険性や、情報の信頼性の課題もあると考えています。今後とも迅速かつ正確で、信頼性のある情報が提供される仕組みについて、しっかり研究して検討していきたいと考えています。以上です。

○大国委員 一番怖いのは、そのような間違った情報で余計に混乱してしまうことです。だからこそ、やはり公の機関が情報発信をすることです。また、さまざまな情報を出されているところがありますが、出されているところにアクセスしなくては情報が届かない、ばらばらだということもあろうかと思えます。

今回震災があった隣の大阪府は、「おおさか防災ネット」というツイッターを立ち上げられ、ここの中で、刻々と事態が変わる中で、さまざまな情報発信をされています。公共交通機関や大阪ガスのツイートをリツイートして載せるなど、さまざまに利用されています。例えば外国人の方はもっと混乱されたかと思いますが、大阪府の「おおさか防災ネット」は、英語やハングルなどにも対応されていて、そのような情報も発信されています。

特にあのような通学時間帯は、電話がなかなか通じない時間帯もあり、安否情報も含めて大変ご家族の方は心配されたかと思えます。先ほどご答弁がありましたけれども、情報提供のあり方について、もう一度さまざまに検証していただいて、また他府県の状況もよ

く見ていただいて、こういったSNSを使っている都道府県は結構多いです。調べると結構出てきますから、何も難しいことでもないですし、費用もほとんどかかりません。情報発信する職員の配置の問題はあるかと思いますが、工夫をしていただいて、今回の震災を教訓として、やはり奈良県民の皆さんに、どこかへのリンクでも結構ですので、ここにアクセスしていただいたらこのような情報があります、災害の際にはここをのぞいてくださいというようなものが、もしあれば安心されるのではないかとということに気づいた次第ですので、何とぞご協議をよろしくお願いしたいと思います。

それからもう一つ、先ほどの報告にもあったように、今回の震災で、県内にもエレベーターの閉じ込めが7事案ありました。管財課にもお尋ねしたところ、幸いこの県庁舎ではなかった、公の施設ではなかったということですが、民間施設でそのようなことがあったということです。この際、閉じ込められた方々に対する情報提供や対応が、本当に的確にできたのかという検証も、やはりお願いしなければいけないと思うのですが、こういった、例えばエレベーターや交通インフラ等の問題について、県から民間企業等へ働きかけるということも、次にも大きな地震が来るかもしれませんし、二次被害を食いとめる意味からも、今回7件もあったということですので、ぜひともお願いしたいと思います。

さて、この震災でもう一つ私が気になったのが、今回は通学または通勤の時間帯でしたが、これが帰宅途中に起こった場合についてです。今回は朝ですけれども、例えばJRの電車はほとんど一日動かなかったという状況でした。帰宅途中に何かあった場合の対応については、例えば帰宅困難者という形で、これまでさまざまな取り組みを進めているのは十分承知をしています。その中で、奈良県は県外就業率が全国1位ということであり、県外就業者の帰宅困難者対策はされていると思うのですが、私が気になったのは、大阪府など近隣府県に通学されている高校生などは今回どうだったのかということです。そこでまず、近隣府県に通う高校生の実態についてお尋ねします。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 奈良県から他府県の私立高校に通学している生徒数については、当課で把握している平成29年5月1日現在の近隣府県私立学校への通学状況でお答えします。奈良県から滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、三重県の私立学校に通学している生徒数の合計は4,596人です。

○大国委員 大変多いと思いますし、恐らく県外への通学者も全国でもトップクラスかと思えます。学生さんがいわゆる帰宅困難者になられた場合の取り組みは、恐らく各私立学校で取り組みをされていると思うのですが、県としてどのような対応をとられている

るのか、何か情報があれば教えていただきたいと思います。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 学校における児童生徒等の安全については、過去に発生した自然災害や事故、事件を踏まえて、さまざまな取り組みが行われていて、平成21年に施行された学校保健安全法では、各学校において学校の安全計画及び危険等発生時対処マニュアルの策定が義務づけられています。この危機管理マニュアルにおいては、登下校時に大きな地震等が起こった場合の初期対応、二次対応、安否確認の方法や連絡体制などをマニュアル化することが求められており、これに沿って各学校が保護者や生徒、教職員にもそれを周知して、訓練等も含めながら適切な対応がとられています。

また、本県の私立学校に対する取り組みとしては、これまでから災害対応を含む危機管理マニュアルの作成を指示してきており、平成30年3月6日には文部科学省が作成している学校の危機管理マニュアル作成の手引が大幅に改正されたことを受けて、この手引を参考としながら、危機管理マニュアルのバージョンアップや、学校安全に関するさらなる取り組みの推進を依頼しています。

また、このたびの大阪府北部を震源とする地震が発生した翌日には、各私立学校長宛てに、教職員に対して危機管理マニュアルの周知徹底を図り、災害発生時の児童生徒等の安全確保について万全を期していただくことを要請したところです。以上です。

○大国委員 特に今申し上げているのは、近隣府県に通学をされている例えば高校生が、例えば帰宅途中に震災に遭った場合どうするのかということです。

今申したように、恐らく災害時帰宅困難者となると思うのですが、関西広域連合のホームページを見ると、この定義が書かれていて、地震などの大規模災害が発生した場合、通勤や通学、買い物、行楽などで外出している人は、交通機関の途絶により自宅に帰るのが困難になるため、このような方を帰宅困難者というتماず定義されています。それで、関西広域連合のパンフレットを引用すると、帰宅困難者の留意点ということで、発災後、企業等では二次災害を防止するため、従業員に対しむやみに移動を開始しないよう働きかけることなどが必要、むやみに移動を開始しないところから始まっていて、今問題にしている生徒さんに向けての話にはなっていないのです。企業向けに従業員に対するものに置きかえても同じかもわかりませんが、例えば、この中で注意事項として、徒歩帰宅に備えて飲料水、非常食、地図、懐中電灯、運動靴などを勤め先などに備えましょうと書かれています。懐中電灯など、学校に備えているのかどうかという気もしますし、何よりも、スマートフォンも持参禁止という学校もあろうかと思っています。こういった奈良

県民である生徒さんたちに対して、どのように安全を、情報を提供するかについて、このパンフレットを見ても、やはりもう少し議論する必要があると思っています。特に生徒さん向けには、帰宅途中に地震に遭ったときにどうするかということは書いていないのですよ。県北部にお住まいの方の場合、生駒山を歩いて越えて帰ってくるのかという話になりますね。時間帯によっては、例えば女性の生徒さんであれば、犯罪に巻き込まれるおそれも出てきます。本当にそういった意味でどうするのかについて、奈良県民である生徒さんと捉えると、関西広域連合議会の議員である川田委員もおられますけれども、ここは関西広域連合でももう一度議論をしていただいて、奈良県から他府県に4,596名というこれだけたくさんの生徒さんが通っているわけですので、谷垣教育振興課長、そのような機会があれば、ぜひとも議論をしていただければと思います。

また気になるところもありますので、もう少しこういった災害、防災等についての勉強はしていきたいと思っておりますけれども、本当に大切な子どもさんたち、生徒さんたちを危険から守るためにも、県外にいるからわからないということではなく、今後はやはり奈良県民として、安全の確保のための対策を進めていただきたいと思います。山下地域振興部長はどのようにお考えでしょうか。

○山下地域振興部長 県境を越えて高校生などが通学しているという中で、やはり社会全体で考えていくことが大事であって、大国委員がおっしゃるように、まずは、近隣の関西広域連合の中で考えていくことなどが必要だと思います。

ただ、個人個人がその場に合ったことを自分の力で常々考えるということも、物すごく大事なことだと思っており、例えば高校生であれば、被災時に集団でどのように行動するかなど、それは常日ごろ考えることもあるでしょうし、学校側がいろいろ提供することもあるでしょう。恐らく不測の災害という中では、決められたマニュアルだけでは対応できないことがたくさんあると思いますので、各私立学校などには、そういったときの対応をどのようにできるようにするのかといったことについても、教育として考えて取り入れてもらえたらありがたいと思っています。

○大国委員 ぜひまた議論をしていきたいと思っておりますので、県においても、関西広域連合等にも一度そういった問題を提示していただいて、皆さんの安全確保をぜひともよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○山村副委員長 ほかに質問はありませんか。

ほかになければ、これもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてですけれども、本会議で反対討論をする場合は、委員長報告に反対意見を記載しないことになっております。

日本共産党では反対討論いたしますので、記載をしないこととしたいと思います。

次に、委員長報告についてでありますけれども、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもって最終になるかと思えます。昨年7月より委員各位には、県政推進上、とりわけ重要かつ広範にわたる当委員会所管の事項につきまして、終始熱心にご審議いただきました。また、理事者におかれましても、種々の問題につきまして、積極的な取り組みをしていただきました。おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを、委員各位並びに理事者の皆様方に深く感謝を申し上げ、簡単ではございますが、山本委員長の分も含めて、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

これをもって、本日の委員会を終わります。